

官報号外

昭和五十一年五月十四日

午後四時五分開議

○第七十七回 衆議院会議録 第十九号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十一年五月十四日

午後二時開議

第一 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

ロッキード問題に関する徹底的調査とその真相を解明するため委員三十人よりなるロッキード問題に関する調査特別委員会を設置するの件(議長発議)

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等による法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十一年五月十四日(金曜日) 昭和五十一年五月十四日(金曜日)

の申し出があります。

まず、原子力委員会委員、土地鑑定委員会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

ロッキード問題に関して、徹底的に調査し、その真相を解明するため、委員三十人よりなるロッキード問題に関する調査特別委員会を設置いたしましたと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、いざ

お詫びいたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

ロッキード問題に関して、徹底的に調査し、その

真相を解明するため、委員三十人よりなるロッキード問題に関する調査特別委員会を設置いたしましたと存じます。これに御異議ありませんか。

「小山省二君登壇」

○小山省二君 ただいま議題となりました両法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引き上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について、地方公務員共済制度の改正に準ずる措置を講じようとするものであります。

本案は、四月一日日本委員会に付託され、五月十日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

本案は、四月一日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引き上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について、地方公務員共済制度の改正に準ずる措置を講じようとするものであります。

本案は、四月一日日本委員会に付託され、五月十日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

本案は、四月一日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致を

く、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

五月十三日質疑を終了し、討論の申し出もな

く、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件、米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

本条約は、ハンガリー人民共和国からの提案により、かねて同国との間に通商航海条約の締結について交渉を行つてまいりましたところ、合意に達しましたので、昭和五十年十月二十日、東京において署名されたものであります。

本条約の主な内容は、出入国、旅行、居住、滞在、租税、事業活動、関税、輸出入制限等に関する事項についての最惠国待遇、身体、財産の保護、出訴権、商船の出入港、積取権に関する最惠国待遇及び内国民待遇、海難救助に関する内国民待遇を相互に保障しているほか、拘禁の場合の領事官への通報及び領事官との面会・通信、科学・技術に関する知識の交換等について定めております。

次に、経済協力開発機構金融支援基金設立協定について申し上げます。

昨年一月ワシントンで開催された十カ国蔵相会議において、石油価格の高騰に伴つて生ずる先進諸国との国際収支上の困難に対処するための各種構想について討議が行われました結果、金融支援基金を設立することが合意されました。

次に、経済協力開発機構金融支援基金設立協定について申し上げます。

昨年一月ワシントンで開催された十カ国蔵相会議において、石油価格の高騰に伴つて生ずる先進諸国との国際収支上の困難に対処するための各種構想について討議が行われました結果、金融支援基金を設立することが合意されました。

この合意に基づき作成された協定案がOECD理事会で承認された後、昭和五十年四月九日、わが国はこの協定に署名したものであります。

本協定の主な内容は、OECD金融支援基金の設立、割り当て額の設定、貸し付けの条件、資金の調達、基金の組織等の事項について定めております。

次に、米州開発銀行設立協定について申し上げます。

本協定は、中南米の開発途上にある諸国の経済開発の促進に寄与する目的とすることを目的として、一九五九年十二月三十日に効力を生じ、一九六〇年十月一日に業務を開始しております。その後、中南米諸国から銀行に対し資金拡大の要請があり、このため域外諸国と加盟交渉が行われました。また、ハンガリー人民共和国との間の通商航海条約について申し上げます。

府と銀行との間に加盟条件について合意を見るに至り、この合意に基づいて本協定案及び域外国の銀行への加盟を規律する一般規則案が作成され、昭和五十年三月四日両案は銀行の理事会において承認されました。

本協定の主な内容を申し上げますれば、銀行の設立、その目的、財源、業務、組織及び運営、特権及び免除等について定めておるのであります。

以上三件は、五月七日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、本十四日質疑を終了し、採決を行いました結果、ハンガリーとの間の通商航海条約は全会一致をもって、また、経済協力開発機構金融支援基金設立協定及び米州開発銀行設立協定は多数をもって、いずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は採決に入ります。

次に、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、今後当分の間、大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の確保を図るため、これらの会社の社債発行限度

に関する特例を定めるため提案されたものでありまして、設備資金需要に対処し、電気及びガスの安定供給の確保を図るために、これを実現するため、この際、内閣提出、港湾整備緊急措

定法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

第三は、この法律は、昭和六十一年三月三十日限りその効力を失う十年間の限時法であることを通商産業大臣に提出して確認を受けなければならぬこと。

本案は、去る三月十日当委員会に付託され、四月二十七日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聽取する等、慎重に審査を行い、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、社債権者の保護、広域運営の強化、原子力発電所の安全対策等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔中川一郎君登壇〕

○中川一郎君 ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本件は、昭和五十年代においても港湾取り扱い貨物量の着実な増加が見込まれるほか、貨物輸送の合理化、地域振興のための基盤施設の整備等の必要性が増大している実情に鑑み、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を一層促進するため、昭和五十一年度を初年度とする新港湾整備五

カ年計画を策定することとしております。これは委員長報告のとおり承認するに決しました。

は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、今後当分の間、大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の確保を図るため、これらの会社の社債発行限度

に関する特例を定めるため提案されたものでありまして、設備資金需要に対処し、電気及びガスの安定供給の確保を図るために、これを実現するため、この際、内閣提出、港湾整備緊急措

定法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

第三は、この法律は、昭和六十一年三月三十日限りその効力を失う十年間の限時法であることを通商産業大臣に提出して確認を受けなければならぬこと。

本案は、去る三月十日当委員会に付託され、四月二十七日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聽取する等、慎重に審査を行い、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、社債権者の保護、広域運営の強化、原子力発電所の安全対策等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔中川一郎君登壇〕

○中川一郎君 ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本件は、昭和五十年代においても港湾取り扱い貨物量の着実な増加が見込まれるほか、貨物輸送の合理化、地域振興のための基盤施設の整備等の必要性が増大している実情に鑑み、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を一層促進するため、昭和五十一年度を初年度とする新港湾整備五

〔本号末尾に掲載〕

決議が付されませんでした。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

本案は、三月三十一日本院に提出され、四月二十二日本委員会に付託となり、同二十三日政府から提案理由の説明を聴取し、五月十一日及び本十四質疑を行い、本日、討論の後、採決の結果、本案は多數をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○渡辺栄一君登壇
〔渡辺栄一君登壇〕
○遠近繁三郎君
ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は、国民大衆の持ち家取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、住宅金融公庫法に所要の改正を行おうとするものであります。その主な内容は、個人住宅貸付制度を改め、新たな条件による貸付金、すなわち、政令で定める、所得が比較的多い者、規模が比較的大きい住宅等に係る貸付金及び既存住宅の購入を目的とする貸付金の制度を新設し、これらの貸付金の利率等の貸付条件は政令で定めることとしております。

なお、貸付金の利率は財投金利と同一水準のもとのする予定であります。

その他、宅地造成等に関する貸付業務の拡充、関連利便施設及び関連公共施設の貸付条件の改善、施設住宅購入資金に対する貸し付けの特例に関する規定等を設けることとしております。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、五月十日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査し、五月十二日質疑を終りましたが、本五月十四日、本案に対し、國場幸昌君外一名から、自由民主党及び民社党の共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の内容は、毎事業年度、個人住宅の総貸付戸数に対し、新たな条件による個人住宅貸付戸数の占める割合は、当分の間、一割を超えてはならないものとすること及び施行期日を改めることであります。

かくして、討論の後、採決を行いましたところ、本案は賛成多數をもって修正案のとおり修正すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、個人住宅貸付戸数の増加、貸付限度額の実勢に則した引き上げ等四項目の附帯案は、公害対策基本法の精神にのっとり、振

動により生活環境が損なわれることを防止するため、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等について定めようとするものであります。

その要旨は次のとおりであります。

第一に、都道府県知事は、住居が集合している地域等、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、指定地域内における著しい振動を発生する施設を設置する工場または事業場において発生する振動について、時間及び地域の土地利用の状況に応じた区域の区分ごとの規制基準を定めるとともに、これらの工場及び事業場における特定施設の設置について、事前届け出制をとるほか、規制基準に適合しない振動を発生することにより周辺の生活環境が損なわれる場合を除く場合は、振動の防止の方法等に關し、改善等の勧告または命令を行うことがあります。

第二に、指定地域内において行われる著しい振動を発生する特定の建設作業について、事前届け出制をとるほか、都道府県知事は、一定の基準に適合しない振動を発生することにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合を除く場合は、振動の防止方法等に關し、改善等の勧告または命令を行うことがあります。

第三に、都道府県知事は、指定地域内における道路交通振動が所定の限度を超える場合を除く場合は、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し、該道路の部分につき、道路交通振動の防止のため舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、あるいは都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしております。

本案は、去る四月二十七日に本委員会に付託され、翌二十八日政府から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見聴取を行なうなど慎重に審査し、本日質疑を終了いたしましたところ、自由民

官 報 (号) 外

官

報

○議長(前尾繁三郎君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(前尾繁三郎君) 振動規制法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長吉田法晴君。

○吉田法晴君登壇
〔吉田法晴君登壇〕
○吉田法晴君
ただいま議題となりました振動規制法案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公害対策基本法の精神にのっとり、振

動規制法案及び同報告書
報告書
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書
○議長(前尾繁三郎君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

○議長(前尾繁三郎君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

○議長(前尾繁三郎君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

○吉田法晴君登壇
〔吉田法晴君登壇〕
○吉田法晴君
ただいま議題となりました振動規制法案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公害対策基本法の精神にのっとり、振

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案及び 同報告書

六〇〇

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

(質問書撤回及び通知)

一、昨十三日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があり、その旨内閣に通知した。

看護料に関する質問主意書(山田芳治君提出)

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年四月一日

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

律等の一部を改正する法律

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第五条まで、第十一
条から第十二条まで及び第十二条の四」を「第六
条まで、第十三条から第十四条まで及び第十四
条の四」に改める。

第二条の五第三項中「(六十五歳未満の者に限
る。)」を削る。

第二条の六第四項中「(六十五歳未満の者に限
る。)」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年三月
以前の地方公務員共済組合の年金の額の改
定)

第二条の七 地方公務員共済組合の組合員であ
つた者に係る新法の規定による退職年金等の
支給されている年金で昭和四十五年三月三十
日以前の退職に係るものについては、昭和

五十年七月分以後、その額を、前条第二項
の規定により年金額を改定する場合のその改
定期定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項
各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職

年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年
額とみなされた額にその額が別表第七の上欄
に掲げる給料年額のいずれの区分に属するか
に応じ同表の中欄に掲げる率を乘じて得た額

(当該仮定新法の給料年額、仮定退職年金条
例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみ
なされた額が六十五万二千円以上であるとき
は、その属する同表の上欄に掲げる給料年額
の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそ
乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項
各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職
年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年
額とみなし、同項の規定に準じて算定した額
に改定する。

二 次の各号に掲げる年金について、前項の
規定により改定された額(遺族年金について
は、その額につき新法第九十三条の五(新法
又は施行法において準用する場合を含む。以
下この項において同じ。)の規定の適用がある
場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日か
ら適用されるとするならば同条の規定が適用
されることとなる場合を含む。)には、その額

を求めるの件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、昨十三日、議員から次の質問主意書を撤回す
る旨の申し出があり、その旨内閣に通知した。

看護料に関する質問主意書(山田芳治君提出)

当する額を控除した額)が当該各号に掲げる
額に満たないときは、同年七月分以後、その
額を、当該各号に掲げる額に改定する。この
場合においては、第一条第三項後段の規定を
準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げ
る年金 次のイからハまでに掲げる年金の区
分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の
妻、子又は孫が受けける年金でその年金の
額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が最短年金年限に達し
ているもの 二十七万五千円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 四十一
万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年未満のものに係る年金 二十
七万五千円

二 魔族年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 三万七千五
五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年未満のものに係る年金 二十
七万五千円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金
を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該
当する場合には、同項第三号の規定により算
定した額に当該各号に掲げる額を加えた額を

妻、子又は孫が受けける年金でその年金の
額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が最短年金年限に達し
ているもの 二十七万五千円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未
満の者(妻、子及び孫を除く。)が受け
る年金でその年金の額の計算の基礎となつ
た組合員期間のうち実在職した期間が最
短年金年限に達しているもの 二十万六
千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十
三万七千五百円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金
を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該
当する場合には、同項第三号の規定により算
定した額に当該各号に掲げる額を加えた額を

妻、子又は孫が受けける年金でその年金の
額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が最短年金年限に達し
ているもの 二十七万五千円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未
満の者(妻、子及び孫を除く。)が受け
る年金でその年金の額の計算の基礎となつ
た組合員期間のうち実在職した期間が最
短年金年限に達しているもの 二十万六
千三百円

二 遺族(新法第二条第一項第三号に規定す
る遺族をいう。以下同じ。)である者が一人
いる場合 三万六千円

二 遺族である者が二人以上いる場合 六万
円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く。)二万四千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 四十一
万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十七万五千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年
金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族

年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達し

たときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

5 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

8 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十日以前の退職に係るものについては、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職

職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされ、同項の規定に準じて算定した額に改定する)。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものについては、第一条第六項後段の規定において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十日までの間の退職に係るものについては、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものについては、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間の退職に係るものについては、前各項の規定の適用を受けるものを除く。)について準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十一年四月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年四月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用

つた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものについては、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものについては、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の三 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十八年三月三十日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第一百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十一年四月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年四月分として受けこととなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用

ところにより改定する。

第十七条中「第十三条」を「第十条まで及び第十三条から第十五条」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「第十四条の二を「第十六条の二に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第二項中「第十二条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の四第一項中「第十二条第一項各号」を「第十四条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項を「第十二条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六

されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額がその者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額（施行法第二百四十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額）に二・〇を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第六十一条第二項又は第六十二条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十七年五月十四日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第九条中「第三条の三、第四条の二、第五条、第六条の三及び前二条」を「第二条の七、第三条の三、第三条の四、第四条の二、第四条の三、第五条、第五条の二、第六条、第七条の三、第七条の四及び第八条の二から前条まで」に改め、同条を第十一條とする。

第八条第二項中「第六条の二第二項」を「第七条の二第二項」と、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に二条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第九条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給された年金のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第九条の二第一項」とあるのは「第九条の二第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

3 二 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万一千円以上であるときは、その属する同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に相当する金額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の二第二項から第四項までの規定に準用する。この場合において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十一条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項第二号」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「第十条第一項第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 二 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万一千円以上であるときは、その属する同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に相当する金額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の二第二項から第四項までの規定に準用する。この場合において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十一条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの又は同年七月三十一日において現に支給されているもの又は同年七月三十一日において現に支給され

に支給されているもの及びその給付事由が同

年八月一日以後に生じたものについては、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第八条の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第八条の三第一項第二項」など、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

以前の通算退職年金の額の改定)
第七条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

読み替えられた前項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第七条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第七条の四第一項」とあるのは「第七条の四第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

第八条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第八条の三第一項」とあるのは「第八条の三第三項」の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。前条第三項の規定の適用を受ける年金のうち

二 通算退職年金の仮定給料（前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料（昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間の退職に係るものにあつては、前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料）に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて

4
六千円」と、前項中第七条の四第一項」とあるのは「第七条の四第三項」の規定により読み替えられた同条第一項」と、昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。
前条第六項又は第七項の規定の適用を受けれる年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金又は同年七月三十日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。
第六条の二第二項第一号中「新法」を「昭和五一年改正前の新法」に改め、同条を第七条の二とする。

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第
二号に規定する通算退職年金の仮定給料に
十二を乗じて得た額にその額が別表第七の
上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属
するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ
て得た額（その十二を乗じて得た額が六万
五万二千円以上であるときは、その属する
同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ
同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄

二項の規定に準じて算定した額に改定する。
前条第三項の規定の適用を受ける年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付年数は、その額を、それぞれ第一項及び第二項により前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

あるときは、その属する同表の上欄に掲げ
る給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げ
る金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じ
て得た額に加えた額(を十二で除して得た
額をいう。)の千分の十に相当する金額に二
百四十を乗じて得た額

第七条の二第二項から第四項までの規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額の改定に
ついて準用する。この場合において、同条第
二項中「前項の場合」とあるのは「第七条の四
第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」と
あるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第
二号」とあるのは「第七条の四第一項第二号
と、「前項に」とあるのは「第七条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第
七条の四第一項及び同条第二項の規定により

2 前項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは、「第七条の四第一項第一号」と、「前項第一号」とあるのは、「第七条の四第一項第一号」と、「前項に」とあるのは、「第七条の四第一項第一号」と、「前二項」とあるのは、「第七条の四第一項第一号」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは、「第七条の四第一項及び同条第二項の規定により

第六条第二項第二号中「新法」を「昭和四十一
年度以後における地方公務員等共済組合法の年
金の額の改定等に関する法律等の一部を改正す
る法律(昭和五十一年法律第 号)第二条の
規定による改正前の新法(以下「昭和五十一年改
正前的新法」といふ。)に改め、同条を第七条と
する。

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第八条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「第八条の二第二項から第四項までの規定

第六条の三第一項第二号中「新法」を「昭和五
十一年改正前の新法」に改め、同条を第七条の
三とし、同条の次に次の一条を加える。

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

昭和四十年告白書

定について準用する。

第五条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるもの)を除く。)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる改定新法の給料年額、改定退職年金条例の給料年額又は改定共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該改定新法の給料年額、改定退職年金額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる改定新法の給料年額、改定退職年金条例の給料年額又は改定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該改定新法の給料年額、改定退職年金額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる改定新法の給料年額、改定退職年金条例の給料年額又は改定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該改定新法の給料年額、改定退職年金額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる改定新法の給料年額、改定退職年金条例の給料年額又は改定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該改定新法の給料年額、改定退職年金額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる改定新法の給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる改定新法の給料年額、改定退職年金条例の給料年額又は改定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第二条の七第二項から第五項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定による退職年金等のうち昭和五十年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの)について改定する。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定による退職年金等のうち昭和五十年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの)について改定する。

5 冲縄の組合員であつた者に係る新法の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定による退職年金等のうち昭和五十年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの)について改定する。

6 別表第七(第二条の七、第三条の四、第四条の三、第五条の二、第六条、第七条の四、第八条の三、第九条の二、第十条関係)

給 料 年 額	率	金 額
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一・一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上八六一、一〇一、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円
一一一〇一、四三九円以上三〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三一八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三一八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

別表第七(第二条の七、第三条の四、第四条の三、第五条の二、第六条、第七条の四、第八条の三、第九条の二、第十条関係)

別表第六中「第六条の三」を「第七条の三」に改め、同表の次に次の表を加える。

別表第五中「第六条の三」を「第七条の三」に改め、同表の次に次の表を加える。

別表第六中「第六条の三」を「第七条の三」に改め、同表の次に次の表を加える。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金(昭和四十九年四月一日以後の退職に係るもの)を

5 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(次項の規定の適用を受けるもの)を除く。)について準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定

は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

1 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年)

法律第百五十二号の一部を次のように改正す

受けたときは、同条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第十九十三条の五までの規定にかかるわらず、当該支給を受けることができる間、その死した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者で公務によらない廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族に相当する年金の支給を受けたことを希望する旨を、政令で定めるところにより、組合に申し出たときは、同号及び第九十三条の二から第十九十三条の五までの規定にかかるわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないとときは、これらの規定にかかるわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廃疾者に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十一条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相

当する金額を控除した金額とする。
第九十八条を次のように改める。

(通算遺族年金)

第九十八条 第八十二条第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その

者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的

年金制度から第九十三条第三号の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受けた権利を有する者(厚生年金保険

法第三十八条第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。)であるときは、この限りによる。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第八十二条第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三條、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十九条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、その遺族が、同一の事由により通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

第四章第二節第四款中第九十九条の次に次の二条を加える。
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)

第九十九条の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第一百七条第一項「前条の規定」として「前条の規定」とし、第九十三条の五第一項中「第九十一条から前条まで」とあるのは「第一百七条第一項の規定により通算退職年金の額の三及び前条」と、同条第二項中「第九十一条の三及び前条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第九十三条、第九

三条の三及び前条」とあるのは「第一百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として」に改める。

第一百十四条第三項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

第一百二十九条第一項を次のように改める。
長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に係る长期給付の額又は改定後の长期給付の額に五十円未満の端数があるとき、又はその

二項」に改める。

第一百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四百四十四条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

業務
を
第八十六条第一項第二号

公務
業務
に改め、同

に改め、同

表第八十六条第二項の項中「なおつた」を「治つた」に、「又は労働基準法」を「若しくは労働基準法」に、「三年」を「一年六月」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給」に、「又はなおらなかつた」を「若しくは治らない」に、「なおらなかつた」を「治らなかつた」に、「又は療養費の支給を」を

「若しくは療養費の支給を」に、「又は当該傷病を「若しくは當該傷病」に改め、同表第八十六条第三項の項の次に次のように加える。

第八十七条

第八十八条第四項

第八十九条第一項及び第三項

第九十条第四項から第六項まで

第九十三条第二項

第九十三条第四号

第二百二十二条の表第九十二条第一項の項中「なおつた」を「治つた」に改め、同表中

公務	業務
----	----

第九十三条第一号及び第二号
第九十三条第二号
第九十七条第一号及び第二号
第九十七条第二号
第九十七条第三号

第九十三条第一号
第九十七条第一号
第九十七条第二号
第九十七条第三号

第五年を達するまでの期間」の下に「及び三十年を超えて三十五年に達するまでの期間」を加え、「第七十八条の三」として「を第七十八条の三」と、「第九十三条の三」と、「第九十三条から前条まで」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前項第三号」として「に改める。

附則第二十五条第一項中「二十年を超えて三十年を達するまでの期間」の下に「及び三十年を超えて三十五年に達するまでの期間」を加え、「第七十八条の三」として「を第七十八条の三」と、「第九十三条の三」と、「第九十三条から前条まで」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前項第三号」として「に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第七十三条関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第八十三条関係）」に改める。
別表第三を次のように改める。

別表第三（第八十三条関係）

退職の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

公務傷病	業務傷病
同条第四号に掲げる法律及び同条第五号に掲げる法律（第十二章を除く。）	同条第五号に掲げる法律（第十二章に限る。）

に改める。

公務傷病	業務傷病
同条第四号に掲げる法律及び同条第五号に掲げる法律（第十二章を除く。）	同条第五号に掲げる法律（第十二章に限る。）

第二百四条第四項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

附則第三条の二中「一年」を「四年」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「及び第三号」を「から第十五まで」に改め、「十年」を「五年」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

附則第二十四条第一項中「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」を「二十年」とあるのは「十五年」と、「十五年」とあるのは「二十年」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第一条、第七十九条、第八十六条、第八十七条の二、第八十八条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第六〇〇円）」定により読み替えられた第九十三条から前条まで」と、同条第二項中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として「に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第七十三条関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第八十三条関係）」に改める。
別表第三を次のように改める。

附則第四十条の二中「一年」を「四年」に改める。

を「六六九、〇〇〇円」に、「三三一、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「一四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第九十二条関係)」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」

に、「第八十六条」を「第八十六条の三」に、「第一百六条」を「第一百二十一条」

を「第一百二十一條の三」に改める。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 前条第一項又は第三項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合(以下この条において「地方職員共済組合等」という。)が支給すべき国の新法の規定による通算退職年金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、当該地方職員共済組合等は、政令で特別の定めをするものを除き、國の新法の規定の例により、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。

第三条の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十年法律第七十号」を「昭和五十一年法律第八号」に改める。

第十一条第十項第一号中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同項第二号中「三百分の一」を「三百分の一(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と前号に掲げる期間の年数との合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第八項を次のように改める。

第三条の三第一項第二号及び第五号中「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同項第二号中「三百分の一(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と前号に掲げる期間の年数との合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第八項を次のように改める。

数については、三百分の一)に改め、同条第十一項を次のように改める。

八十歳以上の更新組合員が退職した場合に「三十八条第三項第一号中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同項第二号中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第十一項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

間のうち前項各号に掲げる期間があるときににおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十一条の三第一項中「第七十八条の二」を「第七十八条の二(第一項)」に改める。

第十三条第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第二十七条第七項中「退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一」を「退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第十一項を次のように改める。

前項の場合において、退職年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第四十一条を次のように改める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第四十一条 新法第九十三条第一号の規定による遺族年金の額(第三十八条の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の場合に掲げる期間の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)に、「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一」を「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二(その超える期間の年数と前二号に掲げる期間におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第十一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げた額より少ないとときは、当分の間これらを乗じて得た額にその給料年額に三百分の一)を当該遺族年金の額とする。

当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの

(以下この条において「扶養遺族」という。)

がない場合又は扶養遺族が一人である場合

第五十五条第三項中「次条及び第五十六条の二」を「及び次条から第五十六条の三まで」に改める。

第五十六条第三項中「第四十一条又は第四十二条」を「又は四十二条」に、「とあり、又は」を「とあり、及び」に改める。

第二章第六節中第五十六条の二の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第五十六条の三 第五十五条第一項各号に掲げた者に係る新法第五十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

三百円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

新法第九十三条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定を適用した場合の額)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十二条中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)

第四十二条 第新法第九十三条第一号の規定によると、第三十九条、第四十条又は前条の場合に

ある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の場合に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げた額より少ないとときは、当分の間これらを乗じて得た額にその給料年額に三百分の一)を当該遺族年金の額とする。

当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの

(以下この条において「扶養遺族」という。)

がない場合又は扶養遺族が一人である場合

第六節中第五十六条の二の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第五十六条の三 第五十五条第一項各号に掲げた者に係る新法第五十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死

亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

については、同條第一項及び第二項中「その死

亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

については、同條第一項及び第二項中「その死

亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

については、同條第一項及び第二項中「その死

亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

については、同條第一項及び第二項中「その死

亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の退職年金その他の年金たる給付の支給を受けた場合であつて政令で定める場合に該当する

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

同報告書

昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び

六一二

を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中地方公務員等共済組合法第八十六条第二項の改正規定及び同法第二百二条の改正規定(同条の表中第八十六条第二項の項に係る部分に限る。)並びに附則第三条第二項の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十九条第一項ただし書 第七十八条の二第一項、第八十条第三項、第八十一条第五項、第八十七条の二(組合員期間の年数が一年未満である者に係る部分を除く。)第九十条第五項、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第五項、第九十三条の四及び第九十三条の五(これらは規定を改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)、第一百七条第一項、附則第二十条第三項、附則第二十四条第一項、附則第二十五条第一項並びに別表第四(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十三条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第八十二条、第八十三条の一、第一百三十三条、第一百四十三条の二、第一百四十三条の十五、第一百四十三条の十六及び第一百四十三条の十八の規定は、昭和五十年七月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第八十六条第三項第一号(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十年七月三十日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第八十六条第一項第二号又は第九十二条第一項若し

くは第二項(これらの規定を改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、十六条第一項第二号又は第九十二条第一項若し

くは第二項(これらの規定を改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、公務又は業務によらない病氣又は負傷及びこれ

らにより生じた病気(以下「傷病」という。)について附則第一条第三号に掲げる日前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同日以後も、な

おその効力を有する。

2 附則第一条第四号に掲げる日の前日において

廃疾年金を受ける権利を有しない者について、同号に掲げる日の一年六月前日の日から改正後の

法第八十六条第二項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定が適用され

ていたとしたならば、同号に掲げる日前にその者がが廃疾年金を受ける権利を有することとなる

ときは、その者にも同日の属する月から改正後

の法第八十六条第一項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による廃疾年金を受ける権利を有しない者について、同号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による

退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

正後の法第二百二条において準用する改正後の法第八十二条第二項第一号若しくは第二号に該当するものとみなす。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第六条 改正後の法第八十六条第三項及び第二百四条の規定は、昭和五十一年七月分以後

の掛金の標準となる給料について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる給料について適用し、同年

六月分以前の掛金の標準となる給料について適用し、同年

(公務傷病による死者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の最低保障)

第十一條 組合員又は団体共済組合員が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による

退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

号に掲げるものについては、その額(廃疾年金等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各

ものに係る年金 四十二万二千五百円
 ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年
 未満のものに係る年金 二十七万五千円
 二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年年限に達しているものに係る年金 五十五万円
 ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円
 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万六千三百円

三 法の規定による遺族年金（法第九十七条の二（法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）及びロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる年金の額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年年限に達しているもの 二十万六千円
 ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 五七千五百円
 2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。
 一 遺族（法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）である子が一人いる場合三十六歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円
 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付

事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうち年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

5 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を第一項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

（政令への委任）
 第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

第十三条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のようにより改定する。
 附則第二項中「第十条」を「第十二条」に改め（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
 第十四条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
 附則第六項中「第十条」を「第十二条」に改める。

理由
 地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（1） 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を、恩給の増額改定措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつた給料年額の区分に応じて定める率及び額により、昭和五十一年七月分から増額するものとする。

（2） 恩給の最低保障額の引上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び退職年金の最低保障額を引き上げるものとする。

（3） 七十歳以上の者に支給する普通恩給又是扶助料の老齢者加給の措置が改善されたことに伴い、七十歳以上の老齢者に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、退職年金条例職員期間等で退職年金を受ける最短年年限を超える年数に応じて年金の額を増額する措置を講ずるものとする。

（4） 増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるものとする。

（5） その他恩給制度の改正に伴い、所要の措置を講ずるものとする。

2 その他の事項
 1 通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金減額退職年金の廃疾年金及び遺族年金について、その定期部分の額を引き上げ、定期部分に係る加算限度年数を延長するとともに、通算退職年金について、その定期部分の額を引き上げるものとする。

（議案の要旨及び目的）
 本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講じる事項である。

（共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書）
 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び

- (2) 退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるものとする。
- (3) 公務によらない廃疾年金及び遺族年金並びに廃疾一時金の受給資格期間を他の公的年金制度の被保険者期間と合算して一年以上とする措置を講ずるものとする。
- (4) 組合員の資格を喪失した後継続療養費の支給を受けている者に係る廃疾認定期間をその期間を療養の給付等の支給開始後一年六月に短縮するものとする。
- (5) 遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げる措置を講ずるとともに、遺族である寡婦について遺族年金の額に一定額を計算する制度を創設するものとする。
- (6) 通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その遺族に通算遺族年金を支給する制度を創設するとともに、これに伴う必要な調整措置を講ずるものとする。
- (7) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を引き上げるものとする。
- (8) 任意継続組合員期間を二年に延長するとともに、掛金の軽減等の措置を講ずるものとする。
- (9) その他所要の規定の整備を図るものとする。

(二) 地方議會議員の年金制度に関する事項

1 地方議會議員が支給する退職年金等について、増額改定をするものとする。

(三) 地方団体関係団体職員の年金制度の改訂に関する事項

1 地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員共済組合制度における前記(一)の1の(3)及び(一)の2の(1)から(一)の2の(7)までに準ずる措置を講ずるものとする。

昭和五十一年五月十三日
地方行政委員長 小山 省二
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕
昭和五十一年五月十三日
右
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和五十一年四月一日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年五月十三日
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
方公務員の退職後の生活を配慮し、特に次の諸点についてその実現に努めるべきである。
二十一号の一部を次のように改正する。

昭和五十一年五月十三日
右
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
方公務員の退職後の生活を配慮し、特に次の諸点についてその実現に努めるべきである。
二十一号の一部を次のように改正する。

- 2 その他所要の規定の整備を図るものとする。
- 四 実施期日
- 前記の措置のうち、(一)の1、(一)の2の(7)、(一)の2の(8)、(一)の2の(9)及び(一)の2の(7)の措置を準ずる措置並びに(三)の2の措置は昭和五十一年七月一日から、(一)の2の(1)、(一)の2の(2)及び(一)の2の(6)並びに(三)において(一)の2の(2)及び(一)の2の(5)の措置に準ずる措置は昭和五十一年八月一日から、(一)の2の(3)、(一)の2の(4)及び(一)の2の(6)の措置は昭和五十一年九月一日から、それぞれ(一)の2の(4)及び(一)の2の(6)並びに(三)において(一)の2の(3)、(一)の2の(4)及び(一)の2の(6)の措置に準ずる措置は政令で定める日から、それぞれ実施するものとする。
- 二 議案の可決理由
- 地方公務員共済組合の年金の改定につき恩給法等の改定内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。

- 五 退職年金等の最低保障額を更に引き上げるとともに、最低保障額からの既支給一時金の控除を廃止するよう検討すること。
- 六 遺族年金の支給率の引上げ等について更に検討すること。
- 七 短期給付の給付水準について一層の充実を図ること。
- 八 共済組合の運営については、その自主性を尊重するとともに、運営審議会において組合員の意見が更に反映するよう努めること。
- 九 地方議會議員の年金について、その充実改善に努めること。
- 右決議する。

- 2 前項各号(第三号を除く)に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。
- 第二十五条に次の二条を加える。
- 2 前項各号(第三号を除く)に掲げる補償は、当該負傷を受けた職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。
- 第二十八条の次に次の二条を加える。
- (傷病補償年金)
- 第二十八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。
- 一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
- 二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして自治省令で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。
- 2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が次の各号に掲げる廃疾等級(前項第二号の廃疾等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

つたもの

別表第一〇級の項中第一〇号を第一一號とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第一一級の項第四号を次のよう改める。

四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第一一級の項中第九号を第一一號とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一號とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五齒以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第一四級の項中第一〇号を第一一號とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

別表備考を削る。

官 報 (号) 外)

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第二十九条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第二十九条及び別表の規定は、昭和五十一年九月一日から適用する。

(経過措置)

第一条 新法第二条第六項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による

災害に係る補償について適用する。

第五条 施行日前に同一の事由につき旧法の規定による休業補償と旧法附則第八条第一項の規定は施行日以後の期間に係る同項に規定する年金たる補償について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施設日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお從前の例による。

第六条 第八条の二の見出し中「障害補償年金」

による休業補償と旧法附則第八条の政令で定め

る法令による年金たる給付とを支給されていた

者で、施行日以後も引き続き当該年金たる給付

の支給を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法の規定により算定した額が施行日の前日に

支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業

補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十一条中「行なう」を「行う」、「基き」を「基づき」に改め、「休業補償」の下に「傷病補償年金」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「退職の際に受けている者」の下に「(同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。)を、「公務傷病が治った時」を加え、同項の下欄中「退職の際に受けている者」の下に「(同法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつたとき

を受けている者を除く。)を、「業務傷病が治つた時」の下に「、労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金が支給されることとなつた時」を加え、同表第九十一条第一項の項の中欄中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する補償」に改める。

(第九十一条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金」に改める。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前ににおいて、新法第二十九条第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第三十三条规定又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他自治省令で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、自治省令で定めることによつて算定する額とする。

第九十一条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金」に改める。

公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、その者に支給する傷病補償年金の制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善その他補償の

内容の改善整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法

議案の要旨及び目的

本案は、公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、その者に支給する傷病補償年金の制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善その他補償の内容の改善整備等を行おうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 傷病補償年金制度の創設

職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養の開始後一年六箇月を経過しても治らず、その廃疾の程度が自治省令で定める廃疾等級に該当する場合には、その状態が継続している間、その廃疾の程度に応じ次の一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

(二) 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

(三) 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

(四) 身体障害に対する評価の改善

神経系統の機能又は精神の障害、胸腹部臓器の障害、聴力の障害及び歯牙の障害についての評価を改善することとし、身体障害の程度を定めた障害等級表の内容を改正する。

(五) その他災害補償の内容等の改善・整備

1 平均給与額の算定方法の改善
2 公務上の傷病及び通勤による傷病以外の傷病のため勤務することができなかつた日数及びその間の給与についても平均給与額の計算の基礎となる日数及び給与から控除する。

2 他の法令による給与との調整方法の改善

同一の事由について年金たる補償と厚生年金保険法等による年金たる給付とが併せ行われる場合における年金たる補償の額については、現行の減額方式を改め、年金たる補償の種類ごとに政令で定める率を乗じ減じた額とする。

なお、療養の開始後一年六箇月を超えて支給される休業補償についても、同様とする。

3 その他

その他所要の規定の整備を図る。

(四) 実施時期

前記の措置のうち(二)に係る措置は公布の日から施行(昭和五十年九月一日から適用)し、その他については、昭和五十二年四月一日から施行する。

(二) 議案の可決理由

公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、傷病補償年金制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善等を行おうとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員災害補償制度の現状にかかるべき点について善処すべきである。

がみ、次の諸点について善処すべきである。
1 地方公務員の良好な職場環境の保全、健康管理制度のため、疾病発生の状況等について常に調査指導の体制を確立すること。
2 新しい障害等級表の適用ならびに傷病補償年金制度について承認を求める法律案及び同報告書

金制度の運用に関しては、分限条項を含め適切に措置するとともに、職業性疾病については、その実情に即し適切な運営を図ること。

3 年金額については、給与改定等の動向を的確に反映しうるよう改善を図ること。

4 遺族補償をはじめとする各種補償の給付水準の引上げについて更に改善に努めること。

5 福祉施設については、職員の安全及び衛生の確保を図るための事業の実施について検討すること。

6 公務上災害等の認定及び審査会の審査に当たっては、被災者の実情を十分把握するよう努めること。

7 一般公務員が、特に危険をおかして職務を遂行し災害を受けた場合にも、特殊公務災害の対象となるよう検討すること。

8 民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。

9 右決議する。

日本国とハンガリー人民共和国との間の通航航海条約の締結について承認を求める件

右

昭和五十一年二月十二日
内閣総理大臣 三木 武夫
日本國とハンガリー人民共和国との間の通航航海条約の締結について承認を求める件

国会に提出する。

昭和五十一年二月十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

[別紙]

日本國とハンガリー人民共和国との間の通航航海条約の締結について承認を求める法律案に対する附帯決議

政府は、日本國とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本國とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求める法律案及び同報告書

政府は、日本國とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求める法律案及び同報告書

の友好関係を強化し、かつ、両国間の経済関係の発展を促進するため、昭和五十年十月二十日に東京で、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約に署名した。よつて、この条約を提出することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府及びハンガリー人民共和国政府は、両国間の友好及び相互協力の関係を強化し、かつ、両国間の経済関係の発展を促進することを希望して、平等及び相互の利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、このため、次のことよりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
商航海条約
ハンガリー人民共和国政府
日本国外務大臣 宮澤 喜一
ハンガリー人民共和国貿易大臣 ヨー・ジエフ・ビーロー

日本國とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求める法律案に対する附帯決議

1 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国への入国、当該領域内における旅行、居住及び滞在並びに当該領域からの出国の権利に關し、最惠国待遇を与える。

2 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国に於ける領域内における旅行、居住及び滞在並びに当該領域からの出国の権利に關し、最惠国待遇を与える。

3 いづれか一方の締約国の領域内で他方の締約国に於ける拘禁であるとその他の場合における拘禁であると問わず、拘禁された場合は、直ちに、最寄りの地にある当該他方の締約

国の権限のある領事官に通報しなければならない。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なくその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

4 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役並びにこの服役の代わりとして課されるすべての租税及び軍事課徴金を免除される。

5 いずれの一方の締約国の国民も、4に定める免除及びすべての強制戦時公債、軍事取立金、軍用徵発又は強制宿營に関し、第三国(の)国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

6 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国(の)領域内において、第三国(の)国民に課される租税、手数料若しくは課徴金以外の又はこれらよりも重いかかる種類の租税、手数料又は課徴金をも課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定によつて租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

官 報 (外)

1 事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に從事する法人であつて、いづれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国内に住所を有するものは、他方の締約方の締約国(の)領域内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に関するすべての事項について、最惠国待遇を与へられる。

2 いづれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国(の)領域内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に関するすべての事項について、最惠国待遇を与へられる。

3 いづれの一方の締約国(の)領域内において、自(の)の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所

1 すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるものに關し、これら(の)関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、並びに4に掲げるすべての事項に關し、いづれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えており又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国(の)領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国(の)領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時

2 上の第三国(の)領域を通じて輸送された後ににおいて、かつ、無条件に与えられるものとする。

3 いづれの一方の締約国(の)産品も、一又は二以上に、かつ、無条件に与えられるものとする。

4 (1) いづれか一方の締約国(の)産品が当該一方の締約国(の)領域への輸入又は当該他方の締約国(の)領域への産品の輸出に対し、いかなる禁止又は制限を設けられる場合は、この限りでない。

5 第一条の規定は、各締約国が、次(の)事項に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 重大な安全上の利益の保護

(b) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生生物に対する動植物の保護

第六条 第二条

1 各締約国は、國家企業を設立し若しくは維持し、又はいづれかの企業に對して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事實上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 1の規定は、それらの企業が、この条約の規定に妥当な考慮を払つた上、商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性その他の購入又は販売の条件に對する考慮をいう。)のみに從つてすべての1にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

第七条

1 いづれか一方の締約国(の)国旗を掲げる船舶で、國籍の證明のため当該一方の締約国(の)法令によつて要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国(の)港場所及び水域において、当該一方の締約国(の)船舶と認められる。

2 いづれの一方の締約国(の)商船も、他方の締約国(の)商船及び第三国(の)商船と同様の限度において、かつ同様の条件で、外国との間の通商及び航海のために開放されている他方の締約国(の)すべての港、場所及び水域にその旅客及び積荷とともに出入し及び停泊する権利を有する。

3 いづれの一方の締約国(の)商船も、他方の締約国(の)港、場所及び水域にその旅客及び積荷とともに出入し及び停泊する権利を有する。

4 いづれの一方の締約国(の)商船及びその積荷も、他方の締約国(の)港、場所及び水域において、すべての事項に關し、当該他方の締約国(の)によって内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第五条

1 いづれの一方の締約国(の)商船も、他方の締約国(の)領域内において、自(の)の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所

(2) いづれか一方の締約国(の)領域を原産地とする

(2) いづれか一方の締約国(の)領域を原産地とする

(c) 製品

(d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、国内原産の同様の產品に与えなければならない。

5 第二条の規定は、法人に適用することができない待遇を与えなければならない。

6 第二条の規定は、いづれか一方の締約国(の)が与える範囲内で前記の法人にも適用する。

7 第三条

1 すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるものに關し、これら(の)関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、並びに4に掲げるすべての事項に關し、いづれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えており又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国(の)領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国(の)領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時

2 上の第三国(の)領域を通じて輸送された後ににおいて、かつ、無条件に与えられるものとする。

3 いづれの一方の締約国(の)産品も、一又は二以上に、かつ、無条件に与えられるものとする。

4 (1) いづれか一方の締約国(の)産品が当該一方の締約国(の)領域への輸入又は当該他方の締約国(の)領域への産品の輸出に対し、いかなる禁止又は制限を設けられる場合は、この限りでない。

5 第二条の規定は、各締約国が、次(の)事項に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 重大な安全上の利益の保護

(b) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生生物に対する動植物の保護

に關し、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最惠国待遇を与える。その商船で輸送された貨物及び人は、税関その他の手続に関し内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

4 いざれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のものと認められる。

5 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いざれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令に従つて当該他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされない。

6 この条約において「商船」には、漁船を含まない。

1 第八条

1 いざれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自國の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えると同様の援助、保護及び免除を与える。その船舶から救い上げられた物品は、それが国内消費のために搬入された限り、すべての関税を免除される。

2 いざれか一方の締約国船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合に、当該他方の締約国は、最寄りの地にある船舶所屬國の権限のある領事官又は、領事官がいな場合には、当該船舶所屬國の外交使節団に対し、その旨を通報する。

第九条

1 ハンガリー人民共和国側にあつては、外国の国民及び法人と商事契約を締結する権限を与える者は、独立の法人である外国貿易企業及びハンガリーの法令によつて外国貿易を行う権限を与える。

2 各締約国は、日本國の國民若しくは第二条の法人とハンガリー人民共和国の1の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に關する仲裁を拘束するものとして承認し、かつ、その判断が力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

(a) 仲裁判斷の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関に對しその当事者が次のいざれかについての証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(b) 2の契約又は約定の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の契約又は約定が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた國の法令により有効でないこと。

(c) 判斷が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適當な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することができなかつたこと。

(d) 判斷が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に關するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に關する判斷を含むこと。

1 第十条

1 両締約国は、両国間の貿易を發展させ及び経済關係を強化することを目的として相互の利益のため協力するよう並びに、特にそれぞの領域内における經濟の發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に關する知識の交換及び利用を奨励しつつ容易にするよう、それぞれの國の法令に従い、努力するものとする。

2 第十一条

1 各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に關し他方の締約国が行う中入れに對して好意的考慮を払うものとし、また、当該他方の締約国は、政府に對して協議のための適當な機會を与える。

2 この条約は、批准されなければならない。批准の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

3 同条約第一條の最惠国待遇の規定は、両締約国が旅券及び査証に關する事項について引き続き国内法令に基づいて決定することを妨げない。

4 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた國の法令に従つていなかつたこと。

(e) 判斷が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、その判断が行われた國若しくはその判断の基礎となつた法令の属する國の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

5 各締約国は、日本國の國民若しくは第二条の法人とハンガリー人民共和国の1の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に關する仲裁を拘束するものとして承認し、かつ、その判断が力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

(a) 仲裁判斷の承認及び執行は、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関が次に至つてないことを認める場合においても、拒否することができる。

(b) 紛争の対象である事項がその締約国法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(c) 判斷の承認及び執行が、その締約国公の秩序に反すること。

6 以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

7 千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

8 いざれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に對して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

9 日本国政府のために
宮澤喜一

10 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

11 同条約のいかなる規定も、いざれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多數国間の協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

12 同条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に關し、いかなる権利をも許与し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

13 同条約第一條の最惠国待遇の規定は、両締約国が旅券及び査証に關する事項について引き続き国内法令に基づいて決定することを妨げない。

いものと了解される。

また、その規定は、いずれか一方の締約国が特別の協定により旅券及び査証に関する事項について第三国の国民に与える利益には適用されないものと了解される。

4 同条約第一条3に關し、次のことが了解される。
(a) 同条3にいう通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b) 当該他方の締約国領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも四日以内にはその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

5 同条約第九条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が一千九百五十八年六月十日の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しておりますことがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

一千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために
官 報 (号 外)

官 報

ハンガリー人民共和国政府のために

J・ビーロー

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年五月十四日

外務委員長 鮎岡 兵輔

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一本件の要旨及び目的

政府は、ハンガリー人民共和国よりの提案に

右

国会に提出する。

より、かねて同国との間に通商航海条約の締結について交渉を行つてきたところ、合意に達したので、昭和五十年十月二十日東京において本条約に署名を行つた。

本条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進するため、出入国、旅行、居住、滞在、租税、事業の活動、関税、輸出入制限等に関する事項についての最惠国待遇、身体、財産の保護、出訴権、商船の出入港、積取権に関する最

惠國待遇及び内国民待遇、海難救助に関する内国民待遇を相互に許与しているほか、拘禁の場合の領事官への通報及び領事官との面会、通信、仲裁判断の執行、科学・技術に関する知識の交換等について規定している。

なお、この条約は、批准書交換の日の後三十

日目に効力を生じ、五年間効力を有し、その後は、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができることになつていて。よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

本件は、我が国とハンガリー人民共和国との間の友好並びに経済関係の発展を促進するため、適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定

第一項 基金

第一条 経済協力開発機構金融支援基金

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、日本国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国及び

クセントルグ大公国の政府は、

貿易その他の経常勘定取引を制限し又は輸出及び経常的貿易外受取を人為的に刺激するような一方的措置をとることを回避すること、並びに適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際収支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとることを考慮し、

国際収支のための融資において国際通貨基金が果たす中心的な役割を認識し、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した締約国が利用しえを放置すれば世界経済全体に深刻な影響を与えるおそれがあるとの認識に基づき、このような事態を回避するため、O E C D 加盟国間の間に相互扶助的な金融支援制度を一定期間設立するものである。我が国がこの協定を締結することは、世界経済に不測の事態が生ずることを回避し、世界経済の回復のためのO E C D 加盟国間の協力関係を促進する見地から望ましく、また、世界経済の動向に依存する我が国経済の安定及び発展に寄与することになるとの見地から有意義であると考えられる。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

この協定の一の主眼点が、同金融支援基金による貸付けに伴う危険をすべての締約国間で公平に分担することであることを考慮し、

国際決済銀行が同金融支援基金の業務を補助する意思を有することを考慮し、

この協定の案文を承認し及びこの協定への署名を経済協力開発機構の加盟国に勧告する一千九百七十五年四月七日の経済協力開発機構の理事会の決定を考慮して、

次のとおり協定した。

第一項 基金

この協定により経済協力開発機構金融支援基金（以下「基金」という。）を設立する。基金の任務は、この協定の規定に従い、かつ、経済協力開発機構（以下「O E C D」という。）のわく内において遂行される。O E C D の加盟国で基金の加盟国となるものを、以下「加盟国」という。

第一項 目的

基金の目的は、次のとおりとする。

(a) (i) 加盟国が、貿易その他の経常勘定取引を制限し又は輸出及び経常的貿易外受取人を為的に刺激するような一方的措置をとることを回避すること、並びに

(ii) 加盟国が、適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際收支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること

(b) 現在の経済の状況にかんがみ、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した加盟国が利用してきた他の信用調達先を補足することに限られた期間役立つこと。

(c) 加盟国に対する基金による貸付けに伴う危険が、貸付資金の調達方法のいかんを問わず、各加盟国の割当額に比例しかつそれを限度として、すべての加盟国間で公平に分担されることを確保すること。

この協定に基づくすべての決定は、これらの目的を指針として行う。

第二条 加盟国の地位
基金の加盟国の地位は、第二十三条の規定に従つてこの協定の締約国となるO E C D の加盟国に開放する。

第一条 割当額の設定

(a) 加盟国は、それぞれ、付表に掲げる額の割当額を有する。付表に掲げる割当額の総額は、二百億特別引出権（以下「SDR」という。）である。

(b) 割当額は、SDR表示で設定する。SDR の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

第二項 加盟国の責任
基金が負う債務の履行に充てるための加盟国との支払責任は、加盟国の割当額を最高限度とする。

第四条 基金及びO E C D の責任

(a) (i) 加盟国が、貿易その他の経常勘定取引を制限し又は輸出及び経常的貿易外受取人を為的に刺激するような一方的措置をとることを回避すること、並びに (ii) 加盟国が、適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際收支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること (b) 現在の経済の状況にかんがみ、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した加盟国が利用してきた他の信用調達先を補足することに限られた期間役立つこと。 (c) 加盟国に対する基金による貸付けに伴う危険が、貸付資金の調達方法のいかんを問わず、各加盟国の割当額に比例しかつそれを限度として、すべての加盟国間で公平に分担されることを確保すること。 この協定に基づくすべての決定は、これらの目的を指針として行う。

第二条 加盟国の地位
基金の加盟国の地位は、第二十三条の規定に従つてこの協定の締約国となるO E C D の加盟国に開放する。

第一条 割当額の設定

(a) 加盟国は、それぞれ、付表に掲げる額の割当額を有する。付表に掲げる割当額の総額は、二百億特別引出権（以下「SDR」という。）である。

(b) 割当額は、SDR表示で設定する。SDR の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

第二項 加盟国の責任
基金が負う債務の履行に充てるための加盟国との支払責任は、加盟国の割当額を最高限度とする。

第四条 基金及びO E C D の責任

第一項 基金の責任

基金の支払責任は、基金自体の資産及び加盟国がこの協定に従い基金に供与する義務を負う資金の額を超えないものとする。

第二項 O E C D の責任

O E C D は、基金の作為及び不作為についていかなる責任をも負わない。

第五条 貸付け

第一項 貸付け権限

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、基金の業務は、第七条から第九条までの規定に基づつて供与される資金により加盟国に対して貸付けを行うことと限定される。この条の規定に基づく貸付け権限は、この協定の効力発生の日から二年間存続する。

第二項 貸付けを受ける資格

(a) 基金からの貸付けを要請する加盟国は、運営委員会に対し、次のことを申し立てなければならない。

(i) 自本国が深刻な対外支払上の困難に直面していること。

(ii) 自本国がその対外準備を最大限かつ適正に使用したこと及び他の資金源から合理的な条件で資金を取得するために最善の努力を払つたこと。

自本国が他の多数国間の信用供与制度を最大限かつ適正に利用したこと。

(b) 運営委員会は、基金に貸付けを申請する加盟国が(a)に掲げる資格要件を満たしていること及びその加盟国の政策が第一条第二項(a)に定める基金の目的と矛盾していないことを確認しなければならない。

第三項 貸付けの額及び責任

(a) 加盟国は、SDR表示で設定する。SDR の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

(b) 貸付け額は、次条第一項の規定に従つて決定する。

(c) 基金から貸付けが行われる際に、次の(i)及び(ii)のために必要な経済政策上の条件を基

金から貸付けを受ける加盟国（以下「借入国」という。）と基金との間で取り決める。

(i) 借入国の对外支払事情を適当な期間内に是正すること。

第二項 第六条 貸付けの決定

運営委員会は、貸付けを分割して行うこと及びその貸付けの各分割部分を(c)の規定に基づいて定められる条件が遵守されていると運営委員会が認める条件として供与することを決定することができる。

第三項 決定手続

運営委員会の提案に基づいて運営委員会が次の

が検討する。

第四項 第七条 貸付けの額及び期間

借入国となる國の適格性

第五項 第八条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの事項につき一括して一つの決定を行うことを必要とする。

第六項 第九条 貸付けの額及び期間

借入国となる國の適格性

第七項 第十条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

事項につき一括して一つの決定を行うことを必

第八項 第十一条 貸付けの額及び期間

借入国となる國の適格性

第九項 第十二条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

事項につき一括して一つの決定を行うことを必

第十項 第十三条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

事項につき一括して一つの決定を行うことを必

第十一項 第十四条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

事項につき一括して一つの決定を行うことを必

第十二項 第十五条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

事項につき一括して一つの決定を行うことを必

第十三項 第十六条 貸付けの額及び期間

前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの

用する。

(b) 基金は、(a)の規定に従つて期限前に返済された資金を、基金に対し資金を貸し付けた者で期限前返済を受諾するものに対し、当該基金による貸付けのための資金を基金に貸し付けた額に比例して期限前に返済するために使

第十四項 第十七条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第十五項 第十八条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第十六項 第十九条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第十七項 第二十条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第十八項 第二十一条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第十九項 第二十二条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十項 第二十三条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十一項 第二十四条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十二項 第二十五条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十三項 第二十六条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十四項 第二十七条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十五項 第二十八条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十六項 第二十九条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十七項 第三十条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十八項 第三十一条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第二十九項 第三十二条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

第三十項 第三十三条 貸付けの額及び期間

基金は、(b)の規定に従つて期限前に返済さ

れなければならない。

- (i) 借入国となる国を除くすべての加盟国
- (ii) 資金提供が直接貸付け又は第八条の規定に基づく個別貸付予約の提供の方法によつて行われる場合には、資金提供を請求される加盟国

第一項 國際取支上の理由による請求からの除外

- (a) 加盟国は、現在の又は予見される自国の國際取支状況を理由として、運営委員会に対し、第八条の規定に基づく請求が自國に対しても行わるべきであるべきでないことを申し立てることができる。
- (b) 運営委員会は、投票(a)の申立てを行つた加盟国の投票及び借入国の投票を除く。)の三分の二以上の多数により、その申立てを行つた加盟国を請求から除外するかどうかを決定する。

第三項 貸付取決め

- (a) 運営委員会は、具体的な貸付条件及びこの条の規定に基づくすべての資金移転が実施される期日を定める貸付取決めの最終案文を決定する。その決定は、第一項(c)及び(d)に定めるものと同じ多數決の要件を満たす投票権数を有する加盟国の合意によることを必要とする。
- (b) 基金による市場借入れのための交渉が(a)にいう期日に完了しない場合には、その交渉は、満足すべき条件で完了するまで継続することができる。

第一項 資金調達の方法

- (a) 基金は、その行う貸付けのための資金を調達するため、その時における金融市場の状況に照らし、次の二の方法を利用することができる。
- (b) 加盟国の選択により次のいずれかの方法により個別引受けを提供すべき旨の加盟国に対する請求

第四項 比例の原則

- (a) 直接貸付け若しくは個別貸付予約を提供すべき旨の又は共同貸付予約に参加すべき旨の加盟国に対する請求及び第十三条の規定に従つて決定されるところにより(b)の額に追加して控除される額を含む。)を定める
- (b) 当該請求の結果その加盟国との割当額について控除される額(次条第三項(b)の規定に従つて決定されるところにより(b)の額に追加して控除される額を含む。)を定める

第七条 資金調達

- (a) 基金は、その行う貸付けのための資金を調達するため、その時における金融市場の状況に照らし、次の二の方法を利用することができる。
- (b) 加盟国の選択により次のいずれかの方法により個別引受けを提供すべき旨の加盟国に対する請求

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

- (i) 基金による借入れのための個別貸付予約
- (ii) 提供すべき旨のすべての加盟国に対する請求

第二項 基金による借入れのための貸付予約の定義

- (a) この協定の適用上、基金による借入れのための加盟国の貸付予約(以下「貸付予約」という。)とは、第十三条の規定に基づき基金が指示を行つた場合にはいつでも貸付予約の額の資金を基金に移転する旨の加盟国の約束をいう。加盟国は、貸付予約により第三者に対しても負わないとができる。
- (b) 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

第三項 請求の定義

- (a) (i) 次条第一項(b)及び第十三条第四項及び第五項(b)の規定に基づく請求の場合にあつては、一定額の資金を基金に移転すること、

第六項 基金による借入れ

- (a) この協定に基づく基金による借入れは、加盟国の領域内で行われる。この借入れは、国内金融市场(公的機関を含む)若しくは国際金融市场において又は国際的機関から、行うことができる。

第七項 個別貸付予約の条件

- (a) 加盟国が前項(b)の規定に従い個別貸付予約を提供する場合には、基金は、必要な資金を前条第六項(b)の規定に従つて定められる利子及び他の手数料のための余裕額を含む。)を提供すること。
- (b) 基金による基金名義の借入れのために個別貸付予約(第三項(a)の規定に従つて定められる利子及び他の手数料のための余裕額を含む。)を提供すること。

第二項 個別貸付予約の条件

- (a) 加盟国が前項(b)の規定に従い個別貸付予約を提供する場合には、基金は、必要な資金を前条第六項(b)の規定に従つて定められる利子及び他の手数料のための余裕額を含む。)を提供すること。
- (b) 基金が、この方法により、合理的な期間内に、信用のある借入れ人が得られる条件に合理的に比肩し得る条件で又は基金とつて受諾可能なその他の条件で必要な資金を調達することができる場合に、個別貸付予約を提供する加盟国は、基金が、その加盟国との協議の上、その加盟国の通貨でかつその国内金融市场において、当該個別貸付予約の額まで借入れ(公的機関からの借入れを含む)を行うことを認めなければならない。

第三項 個別貸付予約の額の限度

- (b) 基金は、前項(b)の規定に従つて提供される個別貸付予約に基づく借入れの返済につき、その個別貸付予約の額の限度においてのみ責任を有するものとし、基金の資産及び他の加

債務に対する割当額に比例して行う。

- (i) 加盟国は、その未請求割当額を超えない範囲内において、(a)に規定する比率よりも高い比率で、直接貸付け若しくは個別貸付予約を提供し又は共同貸付予約に参加することに同意することができる。

第五項 移転通貨

- (a) 基金に対するすべての資金の移転は、実際上交換可能通貨による。この移転は、要求があり次第加盟国によって支払われる債務証書によることができる。

第六項 個別引受けの請求

- (a) この協定の適用上、「実際上交換可能通貨」とは、加盟国の通貨であつて、運営委員会が基金の業務のため他の加盟国の通貨に交換可能であると決定するものをいう。

第七項 個別引受けの義務

- (a) 基金が個別引受けの請求を行う場合には、加盟国は、選択により、次のいずれかの方法によつてその義務を履行する。

第八項 負債の証明

- (a) 加盟国が基金からの請求又は指示により資金を基金に移転する場合には、基金は、その加盟国に対する負債を証明する証書を発行する。その証書は、運営委員会が承認する条件でのみ譲渡される。

盟国の割当額は、その借入れの結果として行う利子の支払又は元本の返済のために使用してはならない。

第三項 利子及び他の手数料のための余裕額

この条の規定に基づく請求が個別貸付予約を提供すべき旨の請求を含む場合には、

(a) 運営委員会は、個別貸付予約を提供する各加盟国につき、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための適切な余裕額を決定するものとし、その余裕額は、その加盟国の個別貸付予約に含める。

(b) 運営委員会は、個別貸付予約を提供する加盟国のうち、(a)の規定に基づいて決定される余裕額と基金による貸付けのための資金提供における分担額との割合が最大である加盟国を決定する。他の加盟国に対する請求には、当該他の加盟国が提供する直接貸付け又は個別貸付予約の額のほかに追加される額を含めるものとし、その結果として、基金による貸付けのための資金提供を行うよう請求されたすべての加盟国につき、資金提供の方法のいかんを問わず、割当額について控除される額と当該資金提供における分担額との割合が、前記の最大の割合である加盟国の場合と同じ割合となるようにする。

第四項 個別貸付予約の減額

基金が個別貸付予約に基づく借入れについての当該加盟国に対する請求を行つときは、加盟国が個別貸付予約に基づく借入れについて占める割合と同一割合で減額される。

第五項 個別引受けについての早期返済

運営委員会は、投票の三分の二以上の多数により、直接貸付け及び個別貸付予約に基づく借入れにつき期限前に返済することを、それらの資金提供を行つたすべての加盟国の同意を得て、決定することができる。基金は、その返済のための資金を取得するため、次条の規定に従

い、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

第九条 加盟国の共同貸付予約に基づく借入れ

第一項 資金提供の義務

(a) 基金は、第五条、前条第五項及び次条第三項の規定の適用上必要な資金を取得するため、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

(b) 共同貸付予約を提供すべき旨の請求は、すべての加盟国に対して行うものとし、また、加盟国に比例して行う。各加盟国は、その請求により、次のものについて貸付予約を提供することを要求される。

(i) 基金が借り入れる額についての当該加盟国の分担額

(ii) 次項に規定する危険分担のための準備額

第二項 利子及び他の手数料のための余裕額

運営委員会は、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための適切な余裕額を決定するものとし、その余裕額は、各加盟国につき、基金による貸付けのための資金提供における分担額に対しそれぞれ同じ比率となるようとする。

第三項 危険分担のための準備額

運営委員会は、危険分担のための準備額を決定するものとし、その準備額は、各加盟国につき、第一項(b)(i)及び(ii)に掲げるものの合計額に対する割合と同一割合で減額される。

第四項 共同貸付予約の減額

基金が共同貸付予約に基づく借入れについての当該返済の直前における残高に対して占める割合と同一割合で減額される。

第五項 個別引受けについての早期返済

運営委員会は、投票の三分の二以上の多数により、直接貸付け及び個別貸付予約に基づく借入れにつき期限前に返済することを、それらの資金提供を行つたすべての加盟国の同意を得て、決定することができる。基金は、その返済のための資金を取得するため、次条の規定に従

元本の返済を行うときは、各加盟国の当該共同貸付予約は、当該返済の額が基金によるその借入れの当該返済の直前における残高に対しても占める割合と同じ割合で減額される。

第十条 加盟国の債権に応じた融資

第一項 融資の要請

基金に対して直接貸付けを提供した加盟国は、自國が第五条に定める貸付けを受けるためにその要件を満たしていること又は六箇月以内にその要件を満たすことが予想されることを申し立てることができる。その加盟国は、この条の規定に従い、直接貸付けに係る債権の額の全部又は一部に等しい額について基金からの貸付けを要請することができる。

第二項 自発的融資

加盟国は、前項の貸付けを要請する前に、基金に対する自國の直接貸付けに係る債権を譲り受けける旨の同意を基金を通じて他の加盟国から得るよう又はそれに代わる融資を国際決済銀行から受けれるよう努める。

第三項 融資についての決定

(a) 運営委員会は、加盟国の要請について速やかに決定を行ふものとし、要請を受諾する場合には、その決定において、前三条に規定するところにより、要請された額に関する資金調達について定める。この条の規定に基づく基金による貸付けのための資金提供における分担額に対しそれぞれ同じ比率となるようとする。

(b) この項の規定の適用上第八条に規定する直接貸付け又は個別貸付予約の請求を行うことが決定される場合には、その請求は、第六条第二項の規定に従うことを条件として、貸付けを要請した加盟国を除くすべての加盟国に對し、五十パーセントを超えない範囲内で、それぞれ同じ百分率となるようにする。ただし、加盟国は、これを超える額に同意することができる。

第四項 共同貸付予約の減額

基金が共同貸付予約に基づく借入れについての当該返済の直前における残高に対して占める割合と同一割合で減額される。

第五項 個別引受けについての早期返済

運営委員会は、投票の三分の二以上の多数により、直接貸付け及び個別貸付予約に基づく借入れにつき期限前に返済することを、それらの資金提供を行つたすべての加盟国の同意を得て、決定することができる。基金は、その返済のための資金を取得するため、次条の規定に従

な場合には、借入国に対して貸付けの返済を求める要求をも行う。

第四項 借入れの権利

この条の規定に基づき加盟国に対して行う貸付けは、その加盟国第五条の規定に基づく借入れについての決定を行ふに当たつて考慮しない。

第五項 収支計画

第三項の規定に基づいて貸付けられる資金についての元本の返済及び利子の支払は、その貸付けの根拠となつている直接貸付けに係る債権についての返済計画と同一返済計画に従つて行う。

第六項 表示単位、利子率及び返済計画

基金に対する貸付け、当該貸付けの基礎をなす貸付予約並びに当該貸付けについての元本の返済及び利子の支払は、直接貸付けの場合にあつては、当該加盟国に選択により、SDR又は請求に従つて基金に移転される通貨で表示される。

第七項 基金に対する貸付け等についての表示單位

基金に対する貸付け、当該貸付けの基礎をなす貸付予約並びに当該貸付けについての元本の返済及び利子の支払は、直接貸付けの場合にあつては、当該加盟国に選択により、SDR又は請求に従つて基金に移転される通貨で表示される。

第八項 個別貸付予約及び共同貸付予約の場合における表示単位

(a) 直接貸付けの場合にあつては、当該加盟国に選択により、SDR又は請求に従つて基金に移転される通貨で表示される。

(b) 個別貸付予約及び共同貸付予約の場合は基金が借り入れる通貨で表示される。

第九項 基金に対する貸付けについての表示単位及び返済通貨

基金に対する貸付けについての返済通貨の場合には、基金及び基金に対し資金を貸し付けられた者が受諾する実際上交換可能通貨で行う。

第十項 基金による貸付けについての表示単位及び返済通貨

基金による貸付け並びにその元本の返済及び

(a) 第二項(b)の規定に基づく指示を受けた加盟国のはずかが要求された資金を移転することができなかつた場合には、基金は、指示を受けたその他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、第九条第一項(b)の規定による各加盟国の共同貸付予約の額に比例しかつその範囲内で、更に指示を行う。

(b) 前項の規定に基づく請求を受けた加盟国のはずかが請求された資金を移転することができなかつた場合には、基金は、請求を受けたその他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、未請求割当額に比例しかつその範囲内で、更に請求を行う。

第六項 義務の不履行

加盟国がこの条の規定に基づく義務を履行することができなかつた場合には、支払うべき額につき、義務の不履行として扱う。基金に対する支払の遅滞には、運営委員会が決定する利子及び違約手数料を課する。

第七項 第四項及び第五項の規定に基づく加盟国に対する基金の債務の SDR 価値

(a) この条の規定に基づく決済に当たり、第四項及び第五項の規定に基づく基金の債務は、通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日から SDR で表示されているものとして計算する。この目的のため、当該債務は、通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日における SDR で表示されるその通貨の価値により SDR に換算し、更に、SDR で表示されるその通貨の現在価値により再びその通貨に換算する。

(b) 通貨で表示されている基金の債務の額が、この条の規定に基づいて決済される額として(a)の規定に従つて計算される額でその通貨で表示されるものと異なる場合には、その差額は、次項の規定に従つて決済する。

第八項 この条の規定に基づき決済されるべき額

で未決済のもの
加盟国がこの条の規定に基づく請求又は指示に従つて移転した資金の額及び前項(b)の未決済の額は、
(a) その資金の移転が行われる基礎となつた債権又は債務の表示単位と同じ表示単位で引き続き表示する。
(b) 関連する基金に対する支払の遅滞又は不履行が全部又は一部解消するときは、全部又は一部について決済されるものとし、関係債権者の間における決済額の分配は、債権の額に比例して行う。
(c) 清算の日においてなお未決済である場合は、第十九条第二項(b)及び(c)の規定に従つて計算する。

第一項 評価方法

(a) 第十四条 通貨の SDR 表示による価値
第一項 評価方法
この協定の適用上、通貨の SDR 表示による価値は、國際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法に従つて計算する。

第二項 評価方法の変更

(b) 国際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法を変更する場合にあらは、運営委員会は、この協定の適用上、第三条第二項の規定と両立することを条件として、その変更後の評価方法を採用することを決定することができる。

(c) 運営委員会が(a)にいう変更後の評価方法を採用することを決定した場合には、その評価方法は、運営委員会が投票の九十パーセント以上に当たり、かつ、総投票権数の七十五パーセント以上に當たり、かつ、総投票権数の七十五パーセント以上を有する加盟国が出席していなければならぬ。

(d) 運営委員会は、O E C D の理事会に対し、基金の活動について常時通報する。

(e) 運営委員会は、この協定を適用するために必要であると認めるその他の手続及び規則を定めることができる。

(f) 運営委員会は、O E C D の理事会に対し、基金の活動について常時通報する。

(g) 運営委員会は、この協定を適用するためには、専門家としての資格で行動する財務職員によつて構成される諮問委員会の委員を任命する。

(h) 諮問委員会の委員の数は、加盟国の数の半数を超えないことを条件として、運営委員会が投票の三分の二以上の多数によつて決定する。

(i) 諮問委員会は、運営委員会の監督の下に、事務局の補助を得て運営委員会の作業の準備を行ふ責任及び運営委員会によつて与えられるその他の任務を遂行する責任を有する。諮問委員会は、運営委員会による検討又は決定を行ふため、これらの事項について運営委員会に報告する。

第三項 欧州経済共同体の代表権
歐州共同体委員会の代表者は、運営委員会及び諮問委員会の会合に参加する。

第四項 他の関係機関との関係
運営委員会は、國際通貨基金及び國際決済銀

付けた者に支払うために必要なもの以外のものか
ら、その業務のためのすべての費用を支弁する。
これらの目的のための勘定内の資金は、運営委員会が決定するところによつて運用する。

第一項 基金の機関
基金に、次の機関を置く。

(a) 運営委員会
(b) 諮問委員会
(c) 事務局

第二項 運営委員会
(a) 基金のすべての権限は、基金の運営について責任を有する運営委員会に属する。
(b) 運営委員会は、すべての加盟国で構成され、各加盟国は、上級財務職員によつて代表されれる。各加盟国は、代表一人及び代表代理一人を任命する。代表代理は、運営委員会の会合に参加することができる。

(c) 運営委員会は、その議長及び副議長を選出する。

第三項 諮問委員会
(a) 運営委員会の会合においては、全加盟国の七十五パーセント以上に當たり、かつ、総投票権数の七十五パーセント以上を有する加盟国が出席していなければならない。

(b) 運営委員会は、O E C D の理事会に対し、基金の活動について常時通報する。

(c) 運営委員会は、加盟国による指名に基づき、専門家としての資格で行動する財務職員によつて構成される諮問委員会の委員を任命する。

(d) 諮問委員会の委員の数は、加盟国の数の半数を超えないことを条件として、運営委員会が投票の三分の二以上の多数によつて決定する。

(e) 諮問委員会は、運営委員会の監督の下に、事務局の補助を得て運営委員会の作業の準備を行ふ責任及び運営委員会によつて与えられるその他の任務を遂行する責任を有する。諮問委員会は、運営委員会による検討又は決定を行ふため、これらの事項について運営委員会に報告する。

第五項 投票
(a) 各加盟国は、割当額に比例した数の票を有するものとし、その票は、運営委員会への代表又は、代表が不在のときは、代表代理が投する。

(b) 投票の結果は、次に定めるところに従つて決定する。
(i) 投じられた票のみを考慮する。
(ii) 別段の定めがある場合を除くほか、運営委員会のすべての決定は、投票の過半数によつて行う。
(iii) 第六条、第十条、第十四条、この条及び第二十条の規定に基づくいかなる決定も、必要とされる多数の票を投じた加盟国中、投票した加盟国の中半数以上が含まれてない限り、行うことができない。
第六項 諮問委員会
(a) 諮問委員会は、郵便その他迅速な通信手段による投票により決定を行うことができる。
(b) 諮問委員会は、投票の過半数によつて行う。
(c) 諮問委員会は、運営委員会の会合に出席する。各加盟国は、代表一人及び代表代理一人を任命する。代表代理は、運営委員会の会合に参加することができる。
(d) 運営委員会は、通常、基金の本部において任務を遂行し、基金の業務の必要に応じて会合する。
(e) 運営委員会の会合においては、全加盟国の七十五パーセント以上に當たり、かつ、総投票権数の七十五パーセント以上を有する加盟国が出席していなければならない。
(f) 運営委員会は、O E C D の理事会に対し、基金の活動について常時通報する。
(g) 運営委員会は、この協定を適用するためには、専門家としての資格で行動する財務職員によつて構成される諮問委員会の委員を任命する。
(h) 諮問委員会の委員の数は、加盟国の数の半数を超えないことを条件として、運営委員会が投票の三分の二以上の多数によつて決定する。

第七項 事務局
(a) O E C D の事務局は、基金の事務局として

定の改正を提案することができる。運営委員会の提案には、改正の効力発生のための条件（加盟国が自國の憲法上の手続に従うことができるようするための規定を含む。）を明記する。

第二十二条 協定の実施

各加盟国は、この協定を実施するために必要な措置（必要な立法措置を含む。）をとる。各加盟国は、特に、この協定が当該加盟国について効力を生ずる時までに、基金に対し直ちに支払を行うことができるようるために必要なすべての立法措置その他措置をとることによつて、第七条又は第十三条の規定に基づく基金からの通告又は指示に従つて義務を履行するためのすべての要件を満たしておくものとし、それらの要件を満たした旨を基金に通報する。

債務は、利子が付され、かつ、当該二国間で合意する条件に従つて弁済される。その条件下には、(b)の規定に基づいて生ずる債務の場合には、その債務の表示単位を含める。

第二十条 解釈

(c) 他の加盟国のそれそれに対し、その債務の額に対する割合が当該他の加盟国の中の割当額がすべての加盟国の中の割当額の合計に占める割合に等しくなる額を二国間の債務として有する。

第十三条第七項(b)の未決済の額は、その未決済の額は、三十六の項目によつて書かれて行つて

第二十三条 最終規定

この協定は、千九百七十五年四月九日から同年五月三十一日まで、O E C D の本部において O E C D の加盟国による署名のために開放するものとし、署名の後、署名国によって批准され、を旨とする。

第四項 通知
OECDの事務総長は、OECDのすべての加盟国に対し、批准書、受諾書、承認書、加入書又は拘束されることに同意する旨の通告書の寄託並びにこの協定及びその改正の効力発生を通知する。

ルクセンブルグ
連合王国
合計 一一〇、〇〇〇
一、大〇〇
九百七十五年四月九日にパリで作成した。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
當に委任を受けてこの協定に署名した。

オーストラリア連邦のために R・J・カメロン
オーストリア共和国のために アンドロッシュ
ベルギー王国のために W・ド・クレルク
カナダのために ジャン・クレティエン
デンマーク王国のために ペア・ヘロップ
フィンランドのために ラルフ・エンケル
フランス共和国のために エゴン・エンメリ
ハンス・アペル
ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィヂオティス
アイスランド共和国のために ヘンリク・S・ビヨルンソン
アイルランドのために リッチャー・ライアン
イタリア共和国のために エミリオ・コロンボ
日本国のために 大平正芳
ルクセンブルグ大公国のために C・デュモン
オランダ王国のために

W・F・ダイセンベルフ	K・ニーステルホフ
ニュー・ジーランドのために	ポール・ギャビット
ノールウェー王国のために	エイナル・マグヌセン
ポルトガル共和国のために	ジヨゼ・ジョアキン・フラゴーヴ
スペインのために	F・J・ヴァリヤウレ
スウェーデン王国のために	H・オーロフ・フェルト
スイス連邦のために	G・A・シニザラ
トルコ共和国のために	Y・エルゲネコン
千九百七十五年五月三十日	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
F・G・K・ギャラハー	A・メリカ合衆国のために
アメリアム・E・サイモン	ウイリアム・E・サイモン

本協定は、世界経済に不測の事態が起ることを回避し、その順調な回復及び安定的発展のため、金融支援基金を設立すること、協定に基づいて設立された基金は、加盟国が貿易制限等の一方的措置を回避し、適切な国際収支政策及びエネルギー政策を含む妥当な内外政策を採用することを助けるとともに、例外的な場合に國際収支困難にある加盟国に対し、他から調達しえ得る信用手段を補足して、一定期間資金の貸付けを行うこととしていること。
また、基金に対して加盟国が負う支払い責任額、加盟国からの借入額等を決定するための基準となる割当額を定めている。
なお、割当額の総計は、二年間で二百億SDRとし、我が国の割当額は、二十三億四千万SDRである。
その他、基金から貸付けを受ける資格、基金の貸付条件、資金の調達方法、組織などについて規定している。
なお、本協定は割当額の総額の九十パーセント以上を有するOECD加盟国が、憲法上の手続を完了し、批准書等をOECD事務総長に寄託した日の後十日目に効力を生ずることになつてゐるが、この条件を満たす以前においても割当額の総額の六十パーセント以上を有する少なくとも十五のOECDの加盟国が批准書等を寄託した場合には、これらの国の一致した合意により発効させることができることになつてゐる。
よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和五十一年五月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
外務委員長 錦岡 兵輔
米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和五十一年二月二十八日
内閣総理大臣 三木 武夫
米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
米州開発銀行を設立する協定(域外國の銀行への加盟を規律する一般規則を含む。)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第一条 目的及び任務	第二条 目的
銀行は、地域内の開発途上にある加盟国の個別的な又は共同的な經濟的及び社會的開発の促進に寄与することを目的とする。	(a) 銀行は、その目的を達成するため、次の任務を有する。
(i) 公私の資本の投資で開発を目的とするものを作成すること。	(i) 公私の資本の投資で開発を目的とするものを作成すること。
(ii) 加盟国の開発に融資するため、銀行の自有資本、銀行が金融市場で調達する資金及び他の利用可能な財源を利用すること。	(ii) 加盟国の開発に融資するため、銀行の自有資本、銀行が金融市場で調達する資金及び他の利用可能な財源を利用すること。
の場合において、加盟国の経済成長に最も効果的に寄与する貸付け及び保証を優先させる。	の場合において、加盟国の経済成長に最も効果的に寄与する貸付け及び保証を優先させる。
理由	理由
米州開発銀行を設立する協定(域外國の銀行への加盟を規律する一般規則を含む。)は、中南米地域における開発途上にある諸国との經濟的及び社会的開発の促進に寄与するために米州開発銀行を設立及び運営することを目的とするものであつて、この協定を締結することは、開発途上にある国に対する経済協力を積極的に推進しようとする我が国との基本政策に合致するものであり、また、我が国と中南米諸国との友好関係を増進する見地からも、極めて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。	開発に寄与する事業計画、企業及び活動に係る民間投資を奨励すること並びに、民間資本が妥当な条件で得られないときは、民間投資を補足すること。
米州開発銀行を設立する協定(域外國の銀行への加盟を規律する一般規則を含む。)は、中南米地域における開発途上にある諸国との經濟的及び社会的開発の促進に寄与するために米州開発銀行を設立及び運営することを目的とするものであつて、この協定を締結することは、開発途上にある国に対する経済協力を積極的に推進しようとする我が国との基本政策に合致するものであり、また、我が国と中南米諸国との友好関係を増進する見地からも、極めて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。	開発に寄与する事業計画、企業及び活動に係る民間投資を奨励すること並びに、民間資本が妥当な条件で得られないときは、民間投資を補足すること。
第一項 加盟国の地位	第二条 加盟国の地位及び銀行の資本
(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国である個人及び民間の団体とできる限り協力する。	(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国である個人及び民間の団体とできる限り協力する。
第一項 加盟国の地位	第一項 加盟国の地位
第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の	第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の

(b) 加盟国の地位を受諾するものをいう。

(b) 加盟国の地位は、銀行が定める時期に、銀行が定める条件に従つて、その他の米州機構の構成国並びにカナダ、パハマ及びガイアナにも開放する。

国際通貨基金の加盟国である域外国及びイスも、また、総務会が定める時期に、総務会が定める一般規則に従つて銀行に加盟することができる。一般規則は、総務の総数の三分の二以上の多数（域外加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。）であつて加盟国による総投票権数の四分の三以上とができる。

（a）（b）の規定による議決で、この五億ドル（五〇〇〇〇〇ドル）の増額を承認すること。

第一 A 項 財源の種類

銀行の財源は、この条に規定する通常資本財源、次条に規定する地域間資本財源及び第四条の規定によつて設定する特別業務基金（以下「基金」という。）の財源から成る。

第二項 授権通常資本

銀行の当初の授権通常資本は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる八億五千万ドル（八五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）とし、それぞれ一万ドルの額面価額を有する八万五千株の株式に分ける。加盟国は、次項の規定に従い、この株式に応募することができる。

（b） 授権通常資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。四億ドル（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）相当額は払込株式とし、四億五千万ドル（四五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）相当額は第四項（a）（b）に規定する目的のための請求払株式とする。

（c） （a）の通常資本は、次のことを条件として、一千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる五億ドル（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）増額する。

（d） 第四項の規定に従つて定められたすべての応募額の払込みの日が経過していること。

(ii) の応募額の払込みの日が経過していること。

（ii） 総務会が、（i）にいう日の後で起る限り速やかに開催される通常又は特別の会合において、加盟国の総投票権数の四分の三以上（多數による議決で、この五億ドル（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の増額を承認すること。

(d) （c）に規定する資本の増額は、請求払資本の形態で行う。

（e） （c）及び（d）の規定にかかわらず、授権通常資本は、第八条第四項（b）の規定に従うこととを条件として、総務会が、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多數（域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。）による議決

で、適當と認める場合に及び適當と認める方法により、増額することができる。

（f） 授権地域間資本が次条第一項（c）の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項（f）の選択権を使用する場合には、通常資本は、当該

加盟国がその選択権を使用するために必要な額だけ増額されるものとし、地域間資本は、当該加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

第三項 株式への応募

（a） 域内加盟国は、通常資本株式に応募しなければならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができます。

（b） 加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

第四項 応募額の払込み

（a） 付表Aに掲げる通常資本に対する応募額の払込みは、次とのとおり行う。

（i） 払込通常資本に対する各加盟国の応募額の払込みは、三回の分割払によつて行う。

第一回の分割払の額は応募額の二十一ペーセントとし、第二回及び第三回の分割払の額は、それぞれ応募額の四十一ペーセントとす

る。各加盟国は、第十五条第一項の規定に従つて自國のためにこの協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した日から一千九百六十年九月三十日までの間に第一回の分割払の額を払い込む。残りの二回の分割払の額は、銀行が定める日に払い込むものとするが、その日は、それぞれ千九百六十一年九月三十日及び千九百六十二年九月三十日以後とする。

（ii） 各分割払の額のうち、五十ペーセントは金

の通貨で払い込む。

(ii) 通常資本株式に対する応募額の請求払部

分は、通常資本財源に繰り入れるための資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

（c） 原加盟国が当初に応募する通常資本株式は、額面で発行する。その他の通常資本株式も、銀行が特別の場合に他の条件で発行することを決定しない限り、額面で発行する。

（d） 通常資本株式に基づく加盟国の責任は、当該株式に係る未払込部分の発行価格による価額を限度とする。

（e） 通常資本株式は、方法のいかんを問わず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に対してもみ譲渡することができる。

（f） （b）の規定に基づいて地域間資本に応募する権利を有するいすれの加盟国も、その権利を放棄してその代わりに相当額の通常資本に応募する選択権を有する。

(a) 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額され、次条第一項（c）の規定に従い地域間資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国が応募する株式の数は、銀行が定める。

（b） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額され、次条第一項（c）の規定に従い地域間資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（c） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額され、次条第一項（c）の規定に従い地域間資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（d） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（e） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（f） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（g） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（h） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（i） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（j） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

（k） 前項（c）若しくは（e）の規定に従い通常資本が増額されればならず、域外加盟国は、（b）の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国

が応募する株式の数は、銀行が定める。

官報号外

間資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するため用いてはならない。地域間資本財源は、第七条第三項(d)に規定する場合を除くほか、いかなる場合にも、通常資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するため用いてはならない。

(d) 銀行の財務諸表には、通常業務、地域間財源業務及び特別業務を別個に示すものとし、銀行は、これらの三の業務の効果的な分離を確保するため必要な管理規則を定める。

(e) 通常業務に直接に関係する費用は、通常資本財源の負担とする。地域間資本財源に直接に関係する費用は、地域間資本財源の負担とする。特別業務に直接に関係する費用は、基金の財源の負担とする。その他の費用は、銀行が決定するところに従つて負担される。

第四項 貸付け又は保証の方法

銀行は、この条に定める条件に従い、加盟国、その機関若しくは行政区画又は加盟国の領域内にある企業に対し、次のいずれの方法によつても、貸付けを行い又は貸付けを保証することができる。

(i) 裂損されていない払込済通常資本並びに通常資本財源の準備金（第十三項に規定するものを除く。）及び未処分剰余金に相当する資金により又は裂損されていない基金の財源から、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。

(ii) 通常資本財源又は基金の財源に繰り入れるため資本市場において調達し又は借り入れその他の方針によって取得した資金により、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。

(iii) 裂損されていない払込済地域間資本（地域間資本財源の準備金及び未処分剰余金を含む。）に相当する資金により、直接貸付けを行ふこと。

第五項 業務に対する制限

(a) 銀行が通常業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されない不動産普通資本に第二条第五項に定義する通常資本財源に含まれる裂損された収入及び準備金及び剰余金（第十三項の規定に従つて設定される特別準備金に割り当たられた収入及び總務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができる準備金に割り当たられる通常資本財源のその他の収入に係るもの）を加えたものの額を超えてはならない。

(b) 銀行が地域間財源業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されていない不動産普通資本に前条第四項に定義する地域間資本財源に含まれる毀損されていない準備金及び剰余金（總務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができる準備金に割り当たられる地域間資本財源の収入に係るもの）を加えたものの額を超えてはならない。

第六項 直接貸付け

銀行は、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加するに当たり、次のいずれの方法によつても融資を行うことができる。

(a) 当該事業計画が実施される領域の属する加盟国以外の加盟国の通貨であつて当該事業計画の外貨費用に充てるために必要なものを借入人に供与すること。

(b) 当該貸付けの目的に関連する費用であつて当該貸付けの実施される加盟国の領域において支出されるものに充てるために融資を行うこと。現地費用に充てるための融資は、当該事業計画がその加盟国において外貨為替の需要の増加を間接的に生じさせる場合のようない特別の場合に限り、金で又はその加盟国の通貨以外の通貨で行うものとし、この場合において、その融資の額は、借入人が負担する現地費用の合理的な部分を超えてはならない。

(c) 第二条第四項(a)の規定が適用される銀行の借入資金によつて行われる貸付けについては、特定の通貨で銀行に返済されるべき元本の残高は、いかなる時にも、通常資本財源に繰り入れるための銀行の借入れであつて当該銀行は、特定の通貨で返済すべきものの元本の返済並びに利子及び手数料の支払を保証することを要することを請求することができる。

第七項 貸付け及び保証に関する規則及び条件

(a) 銀行は、次の規則及び条件に従つて、貸付けを行い又は貸付けを保証することができること。

(i) 申請人が詳細な申請書を提出しており、かつ、銀行の職員が、当該申請の有益性を審査した後、当該申請を支持する報告書を提出していること。理事会は、特別の場合には、その報告書が提出されていないときでも、加盟国の総投票権数の過半数による議決で、決定のため理事会に申請書を提出することを要求することができる。

第八項 貸付け又は保証に関する任意の条件

(a) 銀行は、非政府団体に対する貸付け又は保証に関しては、適当と認めるときは、当該業計画が実施される領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは類似の機関で銀行が受け入れることのできるものが元本の返済並びに利子及び手数料の支払を保証することを要することができる。

(b) 銀行は、貸付け又は保証の申請に直るに当たり、すべての関係要因を考慮したこと。

接に關係する加盟国の利益及び加盟国全体の利益の双方を考慮し、適當と認めるその他の条件を貸付け又は保証に付することができます。

第九項 銀行が貸し付け又は保証した資金の使用

- (a) 銀行は、第五条第一項に規定する場合を除くほか、貸し付けられた資金が特定の一の國の領域内で費消されなければならないという条件又は特定の一若しくは二以上の加盟国内で費消されなければならないという条件を課してはならない。ただし、銀行の財源のいかなる増額分に関しても、総務会が定める条件による増額に参加しない加盟国に対する銀行又はいすれかの加盟国による調達制限の問題については、総務会が決定を行うことができる。
- (b) 銀行は、節約及び効率の問題に妥当な注意を払つた上で、銀行がを行い、保証し又は參加した貸付けの資金が該貸付けの行われた目的のためにのみ使用されることを確保するための必要な措置をとる。

第十項 直接貸付けに係る支払に関する規定

- (a) 銀行は、元本の返済、利子及び手数料の支払、返済期限並びに支払期日に関する規定を含む。)
- (b) 銀行に対する支払に用いる通貨

第十一項 保証

- (a) 銀行は、貸付けを保証するに当たり、当該貸付けの残高につき、銀行が決定する率の定期的に支払われるべき保証料を課する。
- (b) 銀行が締結する保証契約には、借入人及び、保証人があるときは、保証人の債務不履行があつた場合において、保証された債券その他の債務証書の買入れを額面価額にその買入れの申入れにおいて指定した日までの経過利子を加算した価格で行うことを銀行が申し

入れたときは、銀行が利子に関する自己の責任を終了させることができることを定める。

(c) 銀行は、保証を行うに当たり、その他のいかなる条件をも決定する権限を有する。

第十二項 特別手数料

銀行は、通常資本財源を使用し又は通常資本財源の使用を約束するすべての貸付け、貸付参加又は保証につき、特別手数料を課する。特別手数料は、定期的に支払われ、及び個々の貸付け、貸付参加又は保証の残高について算定されるものとし、その率は、銀行が加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で引き上げることを決定しない限り、年一パーセントとする。

第十三項 特別準備金

銀行が前項の規定に基づいて受領した手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、第七条第三項(b)(i)の規定に従つて銀行の債務を履行するため留保する。この特別準備金は、この協定の下で認められる流動性のある形態のうち理事会が決定するもので保有する。

第四条 特別業務基金

銀行が前項の規定に基づいて受領した手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、第七条第三項(b)(i)の規定に従つて銀行の債務を履行するため留保する。この特別準備金は、この協定の下で認められる流動性のある形態のうち理事会が決定するもので保有する。

特定期に於ける特別の状況に対処し又は特定の事業計画を実施するため適当な条件で貸付けを行うため、特別業務基金を設定する。

基金は、第一条に定める目的及び任務を有するものとし、その管理は、銀行に委託される。

第一項 設定、目的及び任務

特定の国における特別の状況に対処し又は特定の事業計画を実施するため適当な条件で貸付けを行うため、特別業務基金を設定する。

基金は、第一条に定める目的及び任務を有するものとし、その管理は、銀行に委託される。

この項の設定には、次のことを定める。

(a) 基金は、この条の規定及びこの協定の他のすべての規定（この条の規定と矛盾する規定及び明確に銀行の他の業務にのみ適用される規定）によつて規律される。

(b) 基金の財源は、前項(i)に定義する基金の財源によつて賄う業務とする。

(c) 基金の業務は、前項(i)に定義する基金の財源によつて賄う業務とする。

(d) 基金が使用することのできるその他の財源

マ及びガイアナ並びに第二条第一項(b)の規定に従つて加盟する国は、銀行が定める条件に従い、銀行が定める割当額を基金に拠出する。

(e) 基金は、千九百五十九年一月一日現在の量及び純分を有する合衆国ドルによる一億五千五百万ドル（一五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の当初の財源をもつて設定する。この額は、銀行の原加盟国が付表Bに掲げる割当額に従つて拠出する。

(f) 総務会が加盟国の総投票権数の四分の三以上による議決で別段の決定を行わない限り、基金に対する加盟国の割当額の未払込部分に係る払込請求に関する加盟国の払込責任は、次の(i)及び(ii)に係る全加盟国の債務總額の九十パーセント以上が払い込まれていることを条件として生ずる。

(g) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(h) 通常資本に対する応募額の払込部分の払込義務が生じた分割払

(i) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(j) 通常資本に対する応募額の払込部分の払込

(k) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(l) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(m) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(n) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(o) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(p) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(q) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(r) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(s) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(t) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(u) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(v) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(w) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(x) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(y) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(z) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(aa) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(bb) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(cc) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(dd) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(ee) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(ff) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(gg) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(hh) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(ii) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(jj) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(kk) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(ll) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(mm) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

(nn) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込みとを条件として生ずる。

第二項 財源

この項の規定は、各加盟国につけたその割当額に比例して定めるものとし、そ

の二分の一を金又は合衆国ドルで、二分の

一を抛出国の通貨で払い込むものとする。

いて払込義務が生じ、かつ、払込みが行わ

れるものとする。

この項の払込みの額は、各加盟国につき

各加盟国が(d)項の規定に従い自國通貨で行う

各払込み額は、割当額のうち払い込まれる

部分の千九百五十九年一月一日現在の量目及

び純分を有する合衆国ドルによる価額に相当

すると銀行が認める額とする。最初の払込み

は、当該加盟国がこの(e)の規定の下で妥当と

認める額によるが、この(e)に規定するドル相

当額を実現するために必要であると銀行が決

定する調整を受けるものとし、この調整は、

その払込義務が生じた日から六十日以内に行

第三項 業務

この項の規定に従い、

基金の財源は、前項(i)に定義する基金の財

源によつて賄う業務とする。

対象となる事業計画が実施される領域の属す

る加盟国の通貨で全部又は一部を返済することができる。貸付けのうちその加盟国の通貨で返済しない部分は、その貸付けが行われた通貨で返済する。

第五項 責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の財源及び準備金の額を限度とし、加盟国が責任は、払込義務が生じて自國の割当額の未払込部分を限度とする。

第六項 割当額の処分に対する制限

基金への拠出によって生ずる加盟国の権利は、譲渡し又は担保に供することができない。加盟国は、加盟国の地位の喪失又は基金の業務の終了の場合を除くほか、拠出金の返還を請求する権利を有しない。

第七項 借入れに係る基金の債務の履行

基金の財源に繰り入れるための資金の借入れに係る債務の履行としての支払には、(i)最初に、このために設定される準備金を充て、(ii)次に、基金の財源のうち利用可能なその他

第八項 管理

(a) 銀行は、この協定の規定に従うことを条件として、基金を管理する完全な権限を有する。

(b) 銀行に、基金を担当する副総裁一人を置く。この副総裁は、基金に関連する事項が討議されるときは、理事会の会合に投票権なしで参加する。

(c) 銀行は、基金の業務を行つて、銀行のその他の業務に使用する要員、専門家、施設、事務所、備品及び役務をできる限り利用する。

(d) 銀行は、基金の融資業務の結果（損益を含む）を別個に示す年次報告を公表する。総務会の年次会合においては、この報告書を検討するための会合を少なくとも一回開催する。

第九項 投票

(a) 基金の業務に関する決定を行うに当たり、総務会においては、各加盟国は、第八条第四項(a)及び(c)の規定に基づいて与えられる投票権を有し、理事会においては、各理事は、第八条第四項(a)及び(d)の規定に基づいて与えられる投票権を有する。

(b) 基金の業務に関する銀行のすべての決定は、この条に別段の定めがある場合を除くはか、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で行う。

第十項 純益の分配

総務会は、基金の純益から準備金のための控除を行つたものについて、加盟国の間に分配する額を決定する。その額は、加盟国の割当額に比例して配分する。

第十一項 拠出金の引揚げ

(a) いすれの国も、銀行の加盟国である間は、拠出金を引き揚げることができず、また、自己と基金との関係を終了させることもできない。

(b) 銀行の加盟国でなくなった国との勘定の決済に関する第九条第三項の規定は、基金について準用する。

第十二項 停止及び終了

第十条の規定は、銀行の資本財源及び銀行の債権者に関する語をそれぞれ基金の財源及び基金の債権者に関する語に置き替えて、基金について準用する。

第一項 通貨の使用

(a) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するいすれの加盟国の通貨も、取得の方法のいかんを問わず、銀行及び銀行からの受領人が、当該加盟国の領域内で生産される物品及び役務に対する支払を行うため、いかなる種類の制限をも受けること

第二項 通貨の評価

(a) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で承認される場合は、この限られた購入のためには、買取れるいかなる通貨も、価値の維持に付けて、(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨。

(b) (i)の金又はドルで行つた貸付けの元本の返済並びに利息及び手数料の支払として銀行が受領する金及び手数料の支払として銀行が受領する通貨、(ii)及び(iii)の(i)に規定する部分によつて行つた貸付けの元本の返済並びに利息及び手数料の支払として銀行が受領する通貨、(iv)及び(v)の(i)に規定する部分によつて行つた貸付けの元本の返済並びに利息及び手数料の支払として銀行が受領する通貨であつて自國通貨以外のもの。

(c) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するいすれの加盟国の通貨が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外國が普相場が著しく低落したと銀行が認める場合に、その加盟国は、銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する加盟国の通貨（銀行が借入れたもの以外のものも、銀行又は銀行から他の受領人が、いすれの国における支払のため、いかなる種類の制限をも受けること

第三項 銀行の保有通貨の価値の維持

(a) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外國が普相場が著しく低落したと銀行が認める場合に、その加盟国は、銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する加盟国の通貨（銀行が借入れたもの以外のものも、銀行又は銀行から他の受領人が、いすれの国における支払のため、いかなる種類の制限をも受けること

(b) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価

なしに使用することができます。ただし、当該加盟国が自國通貨又はその一部の使用を(1)に規定する用途に制限することを希望する旨を直接貸付けの返済として受領した通貨を銀行に通告する場合は、この限りでない。

(d) 加盟国は、銀行が通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れられた借入資金で行つた直接貸付けの返済として受領した通貨を銀行に通告する場合は、この限りでない。

(e) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で承認される場合は、この限られた購入のためには、買取れるいかなる通貨も、価値の維持に付けて、(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨。

(f) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で承認される場合は、この限られた購入のためには、買取れるいかなる通貨も、価値の維持に付けて、(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨。

(g) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する加盟国の通貨（銀行が借入れたもの以外のものも、銀行又は銀行から他の受領人が、いすれの国における支払のため、いかなる種類の制限をも受けること

が引き上げられた場合又は加盟国の通貨の外國為替相場が著しく上昇したと銀行が認める場合には、銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するその加盟国との通貨（銀行が借入れによつて取得した通貨を除く。）の額の価値の増加額に等しいその加盟国の通貨の額を相当の期間内にその加盟国に返還する。このための価値の基準は、(a)に定めるものと同一とする。

(c) 国際通貨基金が銀行のすべての加盟国の通貨の平価について一律の比例による変更を行つた場合には、銀行は、この項の規定を適用しないことができる。

(d) この項の他の規定にかかわらず、前条第三項(g)の規定に基づく基金の財源の増額の条件には、当該増額分として基金の財源に拠出される資金について適用する規定として、この項の規定と異なる価値の維持に関する規定を含めることができる。

第四項 通貨の保有の方法

銀行は、いすれかの加盟国の通貨を銀行の業務の運営上必要としないときは、その加盟国が通常資本に対する応募額のうち第二条の規定に従つて自国通貨で払い込む五十パーセントの部分及び基金の財源に対する応募額のうち前条の規定に従つて自国通貨で払い込む五十パーセントの部分に当たるその加盟国の通貨の全部又は一部の代わりに、その加盟国の政府又はその加盟国が指定する寄託所が発行する約束手形又はこれに類する証券を受領する。これらの手形又は証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求があり次第、その額面価額で銀行に拠みが行われるものでなければならない。銀行は、また、同一の条件下に、地域間資本に対する加盟国の応募額のうち応募条件が現金による払込みを要求していない部分の全部又は一部の代わりに、それらの手形又は証券を受領する。

第六条 技術援助

- (i) 資金を借り入れること及び銀行が決定する見返り担保その他担保をその借入れに関連して提供すること。この場合において、銀行は、いすれかの国の市場において銀行の債務証書を売却するに先立ち、その国及び債務証

第一項 技術上の助言及び技術援助の供与

銀行は、一若しくは二以上の加盟国又は銀行から貸付けを受けることができる私企業の要請により、銀行の活動分野において、特に次のものにつき、技術上の助言及び技術援助を与えることができる。

- (i) 開発に関する総合計画及び事業計画の準備、資金調達及び実施（優先度の検討及び特定の国又は地域の開発事業計画に係る貸付申請の立案を含む。）
- (ii) 開発に関する総合計画及び事業計画の作成及び実施を専門とする要員のセミナーその他の形式による育成及び高等訓練

第二項 技術援助に関する協力のための合意

銀行は、この条の目的を達成するため、他の国内又は国際的な機関（公私を問わない。）と技術援助に関する合意を行うことができる。

第三項 費用

(a) 銀行は、技術援助の供与に要する費用の回収に関し、妥当と認める条件で、その援助を受ける加盟国又は企業と取決めを行うことができる。

(b) 技術援助の供与に要する費用であつて受益人が支払わないものは、通常資本財源の純益、地域間資本財源の純益又は基金の純益によつて賄う。ただし、銀行の業務の最初の三年間においては、その費用を賄うため合計額で基金の当初の財源の三パーセントまでを使用することができる。

第七条 その他の権限及び利益の分配

第一項 銀行のその他の権限

銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

- (i) 資金を借り入れること及び銀行が決定する見返り担保その他担保をその借入れに関連して提供すること。この場合において、銀行は、いすれかの国の市場において銀行の債務証書を売却するに先立ち、その国及び債務証

書の表示通貨が自国通貨である加盟国の承認を得なければならない。更に、銀行は、通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れる資金を借り入れる場合には、その借入資金を他のいずれの国の通貨にも制限を受けることなしに交換することができる。第二文に規定する国に同意を得なければならぬ。

(ii) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を売買すること。この場合において、銀行は、当該証券を売買する領域の属する国の承認を得なければならない。

(iii) 加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による承認を得て、銀行の業務に必要とした資金を銀行が決定する債務証書に投資すること。

(iv) 銀行が保有する証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。

(v) 銀行の目的の達成及び任務の遂行を促進するため必要な又は望ましいその他の権限をこの協定の規定に適合する範囲内で行使すること。

第二項 証券面に記載すべき注意事項

銀行が発行又は保証する各証券には、いかなる政府の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。ただし、実際にいすれか特定の政局の債務である場合は、この限りでないものとし、この場合は、その旨を記載する。

第三項 債務不履行の場合における銀行の債務履行の方法

- (a) 銀行が通常資本財源又は地域間資本財源を使用して行い又は保証した貸付けにつき債務不履行が生じており又は生ずるおそれがある場合には、銀行は、当該貸付けの条件（返済に用いられる通貨を除く。）の変更について適当と認める措置をとる。
- (b) 通常資本財源の負担となる第三条第四項(i)

又は(v)の規定に基づく借入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、

(i) 最初に、第三条第十三項の特別準備金を充て、
(ii) 次に、必要な限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剩余金及び通常資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。

(c)

通常資本財源の負担となる銀行の借入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に関する銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、

第二条第四項(a)(iv)の規定に従い、加盟国に対する請求払通常資本応募額のうちの妥当な額の払込みを請求することができます。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的のために、

それがあると認めるときは、次的目的のために、いすれかの一年についても通常資本財源に対する加盟国の応募総額の一パーセントを限度として、請求払通常資本応募額の追加の払込みを請求することができる。

(i) 通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けで債務者が当該債務を履行していないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。

(ii) 通常資本財源の負担となる銀行自身の未返済債務の全部又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。

- (a) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る銀行の債務は、通常資本財源及び地域間資本財源（第二A条第三項(c)の規定にかかるわらず、請求払地域間資本応募額を含む。）の双方により履行する。た
- (b) 銀行は、当該未返済借入金に係る銀行

の債務を(e)及び(f)の規定に従い地域間資本財源により履行する前に、(b)及び(c)の規定に従い通常資本財源により履行するため最善の努力を払う。地域間資本財源により履行する場合には、(e)及び(f)における地域間資本の語を通常資本の語に適宜置き替える。

(ii) 地域間資本財源の負担となる第三条第四項(iv)又は(v)の規定に基づく借り入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、

(i) 最初に、このために設定される準備金を充て、

(ii) 次に、必要な限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剰余金及び地域間資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。

(f) 地域間資本財源の負担となる銀行の借り入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に関する銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第二A条第三項(c)の規定に従い、加盟国に対し、その請求払地域間資本応募額の妥当な額の払込みを請求することができる。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的のため、いずれの一年についても地域間資本財源に対する加盟国の応募総額の一パーセントを限度として、請求払地域間資本応募額の追加の払込みを請求することができる。

(i) 地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けで債務者が当該債務を履行していないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。

(ii) 地域間資本財源の負担となる銀行自身の未返済債務又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。

第四項 純益及び剰余金の分配及び移転

(a) 総務会は、通常資本財源及び地域間資本財源の純益及び剰余金のうち分配する額を定期的に決定することができる。ただし、準備金の額が総務会が十分と認める水準に達していることを条件とする。

(b) 総務会は、次条第二項(b)前句の規定に基づいて損益計算書を承認するに当たり、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の投票権数の四分の三以上を代表するものによる決定により、通常資本財源又は地域間資本財源の各会計年度における純益の一部を基金に移転することができる。

(c) 総務会は、基金への移転を決定する前に、その移転が望ましいことに関する報告書を理事会から受理していなければならない。そのかどうか、

(d) 移転される資金が基金の業務に必要であるかどうか、及び

(e) (a)の分配は、通常資本財源からの分配については各加盟国が保有する通常資本株式の数に比例して行い、地域間資本財源からの分配については各加盟国が保有する地域間資本株式の数に比例して行う。また、(b)の規定に従つて基金に移転する純益は、同様に比例して配分した上、基金に對して各加盟国が拠出した割当額として貸記する。

(f) (a)の規定に基づく支払は、総務会が決定する方法及び通貨で行う。この支払がいずれかの加盟国に対し自国通貨以外の通貨で行われる場合には、受領国によるその通貨の移転及び使用は、いずれの加盟国による制限を受ける。

(g) 通常資本財源、地域間資本財源及び基金の純益の留保及び分配を決定すること。

第八条 組織及び運営

(a) 銀行のすべての権限は、総務会に属する。各加盟国は、総務一人及び総務代理一人を任命する。総務及び総務代理は、五年間勤務するものとするが、任命した加盟国は、任意にこれらの者を解任し又は再任することができない。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選任するものとし、議長は、総務会の次の通常会合まで在任する。

(b) 総務会は、次の権限を除くほか、そのすべての権限を理事会に委任することができる。(i) 新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の条件を定めること。

(ii) 授権通常資本、授權地域間資本及び基金の財源を増額し又は減額すること。

(iii) 総裁を選挙し及び総裁の報酬を定めること。

(iv) 次条第二項の規定に従つて加盟国の資格を停止すること。

(v) 理事及び理事代理の報酬を定めること。

(vi) この協定に関する理事会の解釈に対する異議の申立てを審理し及びこれについて裁決すること。

(vii) 他の国際機関との協力のため的一般的な協定の締結を承認すること。

(x) 通常資本財源、地域間資本財源及び基金の純益の留保及び分配を決定すること。

(xi) この協定を改正すること。

(xii) 銀行の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

(x) 銀行の貸借対照表及び損益計算書を證明する外部の会計検査専門家を選定すること。

(a) 総務会は、銀行の機構、理事会、總裁、筆頭副總裁、基金担当副總裁並びに必要と認められるその他の役員及び職員を置く。

第一項 銀行の機構

(a) 銀行のすべての権限は、総務会に委任したいかなる事項についても職権を行使する完全な権限を保有する。

(b) 総務会の会合は、原則として毎年一回開催するほか、総務会の決定又は理事会の招集により開催することができるものとする。総務会の会合は、更に、五以上の加盟国又は加盟国の総投票権数の四分の一以上を有する加盟国が要請したときは、理事会が招集する。

(c) 総務会は、(b)の規定に基づいて理事会に委任したいかなる事項についても職権を行使する完全な権限を保有する。

(d) 総務会の会合は、原則として毎年一回開催するほか、総務会の決定又は理事会の招集により開催することができるものとする。総務会の会合は、更に、五以上の加盟国又は加盟国の総投票権数の四分の一以上を有する加盟国が要請したときは、理事会が招集する。

(e) 総務会のいかなる会合においても、加盟国が出席していなければ、加盟の総投票権数の三分の二以上を代表する絶対過半数の総務(域内加盟国)の総務の絶対過半数を含むことを要する)が出席していなければならない。

(f) 総務会は、理事会が妥当と認めるときに総務会の会合を招集することなしに特定の問題を総務の表決に付することができる手続を定めることができる。

(g) 総務会及び、権限を与えた範囲内で、理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適切な規則を採択することができる。

(h) 総務及び総務代理は、その資格においては、銀行から報酬を受けないものとする。ただし、銀行は、これらの者に対し、総務会の会合への出席に際して負担する相当の費用を支給することができる。

(x)

(i) 理事会は、銀行の業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されるすべての権限を行使することができる。

(j) (i) 理事は、経済及び金融に関する問題について有能であることを認められかつ広い経験

務を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行うものとする。

第六項 報告の公表及び情報の提供

(a) 銀行は、通常資本財源及び地域間資本財源のそれぞれ別個の財務諸表で会計検査を了したものを含む年次報告を公表する。銀行は、また、通常業務及び地域間財源業務の結果をそれぞれ別個に示す財務状況の概要書及び損益計算書を四半期ごとに加盟国に送付する。

(b) 銀行は、また、その目的を達成し及び任務を遂行するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

第一項 脱退権

第九条 加盟国の脱退及び資格停止

加盟国は、自國の脱退の意志の書面による銀行に対する通告を銀行の主たる事務所に送付することにより、銀行から脱退することができ

る。脱退は、通告に明記する日に最終的に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後の日でなければならない。もつとも、加盟国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意志の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

加盟国は、脱退の後は、脱退通告の送付の日

に銀行に対して負つているすべての直接の債務及び偶発債務を負う。ただし、加盟国は、脱退が最終的に効力を生じたときは、銀行が脱退通告を受領した日の後行つた業務の結果生ずる債務についてはいかなる責任をも負わない。

第二項 資格停止

加盟国が銀行に対するいづれかの義務を履行しない場合には、銀行は、総務の三分の二以上の多数（域内加盟国の場合）を含むことによって、域外加盟国の資格停止については域外

務を行つものとする。

第六項 報告の公表及び情報の提供

(a) 銀行は、通常資本財源及び地域間資本財源のそれぞれ別個の財務諸表で会計検査を了したものを含む年次報告を公表する。銀行は、また、通常業務及び地域間財源業務の結果をそれぞれ別個に示す財務状況の概要書及び損益計算書を四半期ごとに加盟国に送付する。

(b) 銀行は、また、その目的を達成し及び任務を遂行するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

第一項 脱退権

第九条 加盟国の脱退及び資格停止

加盟国は、自國の脱退の意志の書面による銀行に対する通告を銀行の主たる事務所に送付することにより、銀行から脱退することができ

る。脱退は、通告に明記する日に最終的に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後の日でなければならない。もつとも、加盟国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意志の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

加盟国は、脱退の後は、脱退通告の送付の日

に銀行に対して負つているすべての直接の債務及び偶発債務を負う。ただし、加盟国は、脱退が最終的に効力を生じたときは、銀行が脱退通告を受領した日の後行つた業務の結果生ずる債務についてはいかなる責任をも負わない。

(c) 銀行及び加盟国でなくなりた国は、相互間

で、(d)の規定を顧慮することなく、諸般の事

情の下で妥当と認める条件で、株式の買戻し

について合意することができる。この合意に

生ずる債務についてはいかなる責任をも負わな

い。

(d) いづれかの国が加盟国でなくなりたから六

箇月以内に又は銀行とその国が合意する時期

までに(c)の合意が得られない場合には、その

国が保有する株式の買戻価格は、銀行の帳簿

に従つて、その国が加盟国でなくなりた日現

在における帳簿価額とする。この場合の買戻

しは、次の条件に従う。

加盟国は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利も行使することができないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三項 勘定の決済

(a) いづれかの国が加盟国でなくなりた後は、その後に銀行が新たに契約した貸付け及び保証については責任を負わない。ただし、その国は、加盟国でなくなりた日前に銀行が契約した貸付け又は保証の一部が未返済である間は、銀行に対し引き続き負つていてる債務の額を限度として保留する。保留した額は、貸付業務又は保証業務の結果としてその国又はその国の行政区画若しくは機関が銀行に対して引き続き負つていてる債務の額を限度として保留する。保留した額は、銀行の選択により、当該債務のうち期限が到来したものに充てることができ、銀行の選択により、当該債務のうち期限が到来したものに充てることができない。ただし、第二条第四項(a)(ii)又は第二条第三項(c)の規定に基づくその国の応募額に対する将来の払込請求についてその国は、銀行に対して負つていてるすべての直接の債務及び偶発債務について引き続き責任を負う。

(b) 銀行は、いづれかの国が加盟国でなくなりた場合には、この項の規定に基づく勘定の決済の一部としてその国が保有する株式を買い戻すための措置をとる。ただし、その国は、この項及び第十三条第二項に規定する権利を除くほか、この協定に基づく権利を有しない。

(c) 銀行及び加盟国でなくなりた国は、相互間で、(d)の規定を顧慮することなく、諸般の事情の下で妥当と認める条件で、株式の買戻しについて合意することができる。この合意に生ずる債務についてはいかなる責任をも負わない。

第一項 業務の停止

理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を検討して適切な措置をとるまでの間、新規の貸付け及び保証について業務を停止することがで

きる。

第二項 業務の終了

銀行は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数（域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。）による総務会の決定により、

業務を終了することができる。銀行は、業務の終了の後は、その資産の保全、管理及び換価並びにその債務の決済のための活動を除くほか、

すべての活動を直ちに停止する。

第三項 加盟国の責任及び債権に対する弁済

(a) すべての加盟国が銀行の資本に対する応募額に基づいて有する責任及び自國通貨の減価

に関する責任は、銀行のすべての直接の債務及び偶発債務の履行が完了するまでの

間、継続する。

(b) すべての直接の債権者に対する、最初に

その債権に対する弁済を負担する銀行の資産

から、次にその債権に対する弁済を負担する

未払込応募額又は請求払込額の銀行に対する

払込金から弁済する。理事会は、直接の債

権者に対する弁済が行われるに先立ち、直接の債権者及び偶発的な債権者の間における比

例的な配分を確保するために必要と認める措

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六三八

置をとる。

第四項 資産の分配

(a) 銀行の資本に対する加盟国への応募額に基づく資産の分配は、当該資本の負担となるすべての債務を債権者に対しても履行し又は履行する用意を完了するまで、加盟国に対して行わない。更に、その分配は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数（域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する）による総務会の決定によって承認されなければならぬ。

(b) 銀行の資産は、加盟国が有する株式数に比

例して、銀行が公正かつ公平と認める時期に及び条件で加盟国に分配する。分配される資産の各国の取扱いは、資産の種類について一般的であることを要しない。いずれの加盟国も、銀行に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取扱いを受け取る権利を有しない。

(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、銀行がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有す

る。

第十一条 地位、免除及び特権

第一項 この条の範囲

銀行がその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようするため、銀行に対し、この条に規定する地位、免除及び特権を各加盟国の領域において与える。

第二項 法的地位

銀行は、法人格を有し、特に、次のことを行う完全な能力を有する。

(a) 契約をすること。
(b) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。
(c) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続

銀行に対する訴えは、銀行が事務所を有して

いる加盟国、銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している加盟国又は銀行が証券の発行若しくは保証を行つてゐる加盟国の領域内に管轄裁判所にのみ提起することができる。

加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、銀行に対し訴えを提起してはならない。ただし、加盟国は、銀行と加盟国との間の紛争を解決するためには、この協定、銀行の基本規程その他の規則又は銀行との契約に定める特別の手続によるものとする。

銀行の財産及び資産は、銀行に対する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押又は強制執行を免除される。

(a) 公的資格で行った行為についての訴訟手続の免除。ただし、銀行がこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

(b) 当該加盟国の国民でない場合には、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替管理に関する便宜と同一の免除及び便宜。

(c) 当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する特権と同一の特権。

(d) 課税の免除

(e) 税金並びにその財産、その他の資産及び収入並びにこの協定に従つて銀行が行う業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。銀行は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

(f) 銀行が理事、理事代理、役員若しくは使用者に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が当該加盟国の市民又は国民でないときは、いかなる課税をも行つてはならない。

(g) 銀行が発行する債務証書その他の証書（その配当又は利子を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(h) 銀行が発行したことのみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

(i) 第九条第一項に定める銀行から脱退する権利

(j) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(k) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(l) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(m) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(n) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(o) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(p) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(q) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(r) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(s) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(t) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(u) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(i) 銀行が保証したことのみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 銀行が維持する事務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

(iii) 銀行が保証する債務証書その他の証書（その配当又は利子を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(iv) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(v) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(vi) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(vii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(viii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(ix) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(x) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xi) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xiii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xiv) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xv) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xvi) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xvii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xviii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xix) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xx) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xxi) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(xxii) 第二条第三項(d)、第一A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

務会に提出する。改正が採択されたときは、銀行は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

第一項 解釈及び仲裁

- (a) この協定の解釈について加盟国と銀行との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議される疑義が自國に特に影響がある加盟国は、第八条第三項(g)の規定に基づき、理事会の会合に自國を直接に代表する者を出席させる権利を有する。
- (b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つたときは、いすれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。銀行は、総務会が裁決を行つまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第二項 仲裁

- 銀行と加盟国でなくなつた国との間又は銀行の業務を終了する決定の採択の後銀行と加盟国との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は当該国が任命し、第三の仲裁人は、両当事者が別に合意しない限り、米州機構の事務長が任命する。決定は、全会一致の合意が得られない場合には、三人の仲裁人の過半数による表決で行う。
- 第三の仲裁人は、手続問題に関して両当事者の意見が相違する場合には、当該手續問題を解決する権限を有する。

第十四条 一般規定

第一項 主たる事務所

銀行の主たる事務所は、アメリカ合衆国ワシントンに置く。

第二項 他の機関との関係

銀行は、情報の交換につき又はこの協定の規定に適合する他の目的のため、他の機関と取決めを行うことができる。

第三項 連絡経路

各加盟国は、この協定に関連する事項に関する銀行との連絡のための公的機関を指定する。

第四項 寄託所

各加盟国は、銀行が保有する自國通貨その他の資産の寄託所として、自國の中央銀行を指定するものとし、中央銀行を有しない場合には、銀行との合意により、他の機関を指定する。

第十五条 最終規定

第一項 署名及び受諾

- (a) この協定は、米州機構の事務局に寄託するものとし、一千九百五十九年十二月三十一日まで、付表Aに掲げる国による署名のため開放しておく。各署名国は、その国内法に従つてこの協定を受諾し又は批准したことで、付表Aに掲げる国による署名のため開示するため必要な措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託する。

第二項 署名及び受諾

- (b) この協定は、米州機構の事務局に寄託するものとし、一千九百五十九年十二月三十一日まで、付表Aに掲げる国による署名のため開示するための措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託する。

第二条及び第四条に規定する加盟国の応募額及び割当額の払込みとして当該加盟国に貸記する追加の支払を行うことができる。米州機構の事務局は、この(c)の規定に従つて支払われたすべての資金を特別の預託勘定に保有するものとし、第三項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができるようになる。この協定が一千九百五十九年十二月三十一日までに効力を生じなかつた場合には、米州機構の事務局は、その資金を支払つた国に返還する。

(c) この協定は、総務会の第一回の会合においては、第八条の規定に基づいて理事及び理事代理を選任するための措置及び銀行が業務を開始する日を決定するための措置をとる。総務会は、第八条第三項の規定にかかると、望ましいと認めるときは、理事の最初の任期を三年未満とすることを定めることができる。

(d) 米州機構の事務局は、銀行が業務を開始する日以後、第二条第一項(b)の規定に従つて加盟を承認された国との協定の署名及び受諾書又は批准書を受領することができる。

(e) この協定は、応募額の合計が付表Aに掲げる応募総額の八十五パーセント以上となる国又は批准書を受領した時に効力を生ずる。

一千九百五十九年四月八日にアメリカ合衆国ワシントン市で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により本書一通を作成した。

付表A 銀行の授権通常資本に対する応募額

国名	払込株式数	請求払株式数	応募総額
アルゼンティン	五、一五七	五、一五七	一千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する一万合衆国ドルの株式による株式数
ボリビア	四一四	四一四	
ブラジル	五、一五七	五、一五七	
チリ	一、四一六	一、四一六	
コロンビア	一、四一五	一、四一五	
コスタ・リカ	二〇七	二〇七	
キニーバ	一、八四二	一、八四二	
	三、六八四	四一四	

(b) この協定の効力発生の日前に受諾書又は批准書を寄託した国は、効力発生の日に加盟国となる。その他の国は、受諾書又は批准書を寄託した日に加盟国となる。

第三項 業務の開始

総務会の第一回の会合を招集するものとする。

官 報 (号 外)

ドミニカ共和国	二七六	二七六	五五二
エクアドル	二七六	二七六	五五二
エル・サルヴァードル	二〇七	二〇七	四一四
グアテマラ	二七六	二〇七	四一四
ハイティ	二〇七	二〇七	四一四
ホンデュラス	二〇七	二〇七	四一四
メキシコ	二七六	二七六	四一四
ニカラグア	二〇七	二〇七	四一四
パナマ	二〇七	二〇七	四一四
パラグアイ	二〇七	二〇七	四一四
ペルー	二〇七	二〇七	四一四
アメリカ合衆国	二〇七	二〇七	四一四
ウルグアイ	二〇七	二〇七	四一四
ヴェネズエラ	二〇七	二〇七	四一四
合 計	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	四一四
	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四一四
割当額(千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル)	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四一四
国 名	一、七六三	一、七六三	四一四
	五五三	五五三	四一四
	一〇、三一四	一〇、三一四	四一四
	八二八	八二八	四一四
	一〇、三一四	一〇、三一四	四一四
	一一、八三二	一一、八三二	四一四
	一一、八三〇	一一、八三〇	四一四
	一、六八四	一、六八四	四一四
	五五二	五五二	四一四

第一項 域外の銀行への加盟を規律する一般規則

国際通貨基金の加盟国である域外国及びイスラエル・サルヴァードルは、理事会が決定する千九百七十六年における日に次のすべての条件が満たされた場合は、銀行の加盟国となることができる。

- (a) 「銀行の地域間資本の創設及び関連事項に関する銀行を設立する協定の改正」と称する決議に規定する協定の改正が効力を生ずること。
- (b) 「域外の加盟に関連する授権請求払通常資本の増額及びこの増額への応募」と称する決議に規定する授権通常資本の増額が有効となること。
- (c) 八以上の域外国(特別業務基金に対する拠出額がそれぞれ六千万合衆国ドル以上である以上の国を含むことを要する)が、適切な

文書を銀行に寄託することにより、次のこととに同意すること。

(i) 次項の規定に従い、三万千百株以上の地

域間資本株式に応募すること。

(ii) 第三項の規定に従い、特別業務基金の財源に三億七千五百万合衆国ドル(注)相当額以上を拠出すること。

(注) 合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

理事会は、千九百七十六年三月一日後適

当と認めるときは、(i)及び(ii)に定める応募株式数及び特別業務基金に対する拠出額を減ずることができる。

域外国の地域間資本に対する応募額及び特別業務基金に対する拠出額は、少なくとも次の額とする。

昭和五十年五月十四日 衆議院会議録第十九号 米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

	払込地域間資本応募額			請求払地域間資本応募額			地域間資本応募総額			特別業務基金への提出額
	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	
オーストリア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
ベルギー	171	1,710,000	2,062,847	865	8,650,000	10,434,869	1,036	10,360,000	12,497,716	12,497,716
デンマーク	74	740,000	892,694	373	3,730,000	4,499,660	447	4,470,000	5,392,354	5,392,354
ドイツ連邦共和国	863	8,630,000	10,410,742	4,367	43,670,000	52,681,009	5,230	52,300,000	63,091,751	63,091,751
イスラエル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
イタリア	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
日本国	940	9,400,000	11,339,627	4,757	47,570,000	57,385,748	5,697	56,970,000	68,725,375	68,725,375
オランダ	128	1,280,000	1,544,120	648	6,480,000	7,817,104	776	7,760,000	9,361,224	9,361,224
ポルトガル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
スペイン	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
スイス	188	1,880,000	2,267,925	952	9,520,000	11,484,388	1,140	11,400,000	13,752,313	13,752,313
連合王国	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
ユーゴースラヴィア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
小 計	5,164	51,640,000	62,295,565	26,148	261,460,000	315,410,504	31,310	313,100,000	377,706,069	377,706,069
未割当額	1,836	18,360,000	22,148,462	8,854	88,540,000	106,809,630	10,690	106,900,000	128,958,092	128,958,092
総 計	7,000	70,000,000	84,444,027	35,000	350,000,000	422,220,134	42,000	420,000,000	506,664,161	506,664,161

(注1) 千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

(注2) 合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

第二項 地域間資本への応募

(a) 前項に掲げる域外国は、地域間資本株式に応募することができる。

(b) 各域外国の応募額は、少なくとも前項において当該国に割り当てられた払込地域間資本株式及び請求払地域間資本株式の双方の全額とする。各応募国は、銀行に対し、自国の応募に必要なすべての措置をとつたことを通告し、及びそのことに関する銀行が要求する情報提供する。

(c) 払込地域間資本への各国の応募は、次条に従う。

(i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 払込地域間資本に対する各國の応募額の払込みは、三回の均等分割払によって行う。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた払込資本の額の二十分の一セントにまで減額することができるものとし、それに伴いその後の二回の分割払の額を調整すること又は(ii)当該国が払込みを五回の均等年賦によって行うことができることを合意することができる。各國は、この一般規則の効力発生の後三十日以内の日又は第四項(c)(ii)の規定に従つて行う受諾書若しくは批准書の寄託日のいずれか遅い方の日までに第一次の分割払の額を払い込む。第一回の分割払の額を現金で払い込むことを選択する国は、この一般規則が効力を生ずる暦年について、第一回の分割払について払込義務が生じた日の後一年ごとに払込義務が生ずる。

(d) 各分割払の額の五十パーセントは、協定四項の規定に従つて受領した譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券の現金化のための計画を策定する。

(e) 請求払地域間資本への各国の応募は、次条に従う。

(i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 請求払地域間資本への各国の応募は、三回の均等分割によつて行うものとし、各応募は、(c)の規定に基づく払込地域間資本への応募に係る自國の最初の三回の分割払のそれぞれの払込みの日までに行う。

(f) 地域間資本財源は、貸付け及びこれに伴う債務を通常資本財源と地域間資本財源との間に合理的に配分することを確保するような態様で、貸付けを行うために使用する。

第三項 特別業務基金

(a) 各国は、各分割払の額の全額を自國通貨で払い込むものとし、当該自國通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(b) 各分割払の額の五十パーセントは、協定第五条第一項(b)(i)に規定する通貨に該当するものとし、現金で払い込む。各分割払の額の他の五十パーセントについては、いずれかの国が現金で払い込むことを選択する場合を除くほか、理事会は、協定第五条第四項の規定に従つて受領した譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券の現金化のための計画を策定する。

(c) 各国は、各分割払の額の全額を自國通貨で払い込むものとし、当該自國通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(d) 各分割払の額の五十パーセントは、協定第五条第一項(b)(i)に規定する通貨に該当するものとし、現金で払い込む。各分割払の額の他の五十パーセントについては、いずれかの国が現金で払い込むことを選択する場合を除くほか、理事会は、協定第五条第四項の規定に従つて受領した譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券の現金化のための計画を策定する。

(e) 請求払地域間資本への各国の応募は、次条に従う。

(i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 請求払地域間資本への各国の応募は、三回の均等分割によつて行うものとし、各応募は、(c)の規定に基づく払込地域間資本への応募に係る自國の最初の三回の分割払のそれぞれの払込みの日までに行う。

(f) 地域間資本財源は、貸付け及びこれに伴う債務を通常資本財源と地域間資本財源との間に合理的に配分することを確保するような態様で、貸付けを行うために使用する。

(g) この一般規則の規定に従つうことを条件として、特別業務基金の財源は、域外国の拠出により五億六千六十六万四千六百六十一合衆国ド

ル相当額増額する。域内加盟国は、この一般規則を承認することにより、協定第四条第三項(6)に基づき当該増額の比例的配分額について拠出する権利を行使する意思を有しないものと了解される。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずる時にのみ、(a)の増額は、有効となり、(a)の拠出の払込義務が生ずる。

(c) 域外国は、第一項(c)の規定に基づく地域間資本に対する自国の応募額と同じ額を特別業務基金に拠出する。

(d) 各国は、拠出額の全額を自国通貨で払い込むものとし、当該自國通貨が銀行の業務のために他の国に通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(e) 各国の拠出額の全額は、協定第五条第一項(c)の規定が適用される通貨に該当するものとする。いづれかの国が拠出額の全額又はその一部を現金で払い込まないことを選択する場合には、銀行は、協定第五条第四項の規定に従つて譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券を受領するものとし、理事会は、これらの証券の現金化のための計画を策定する。

(f) 拠出額の払込みは、三回の均等分割払によつて行う。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込まれる特

む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた全拠出額の二十パーセントにまで減額することがができるものとし、それに伴いその後の二回の分割払の額を調整すること又は(iii)当該国が払込みを五回の均等年賦によつて行うことができると合意することができる。

各国は、各分割払の額を前項の規定に基づく払込地域間資本の各分割払の払込みの日と同じ日に払い込む。

(g) 各国の各払込みの額は、合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる払込価額に相当すると銀行が認める額とする。

(h) この項の拠出の結果として銀行が保有する全加盟国の中貨は、価値の維持に関する協定第五条第三項の規定の適用を受けるが、このための価値の基準は、合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルとする。

(i) 協定第四条第三項(6)の規定にかかるわらず、業務基金の財源を増額するための伝統的方法により、その都度交渉によつて定められる割

合及び条件で行う。

第四項 域外国の加盟の条件

域外国は、次のすべての条件が満たされたことがができると合意すること。

(a) 理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定すること。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずること。

(c) 当該国について次のすべての条件が満たされたことを総裁が宣言すること。

(i) 正当に委任された当該国の代表者が米州機構の事務局に寄託されている改正された協定の原本に署名したこと。

(ii) 当該国が協定をこの一般規則に定めるすべての条件とともに自国の国内法に従つて受諾し又は批准したこと並びに協定及びこの一般規則に基づく自國のすべての義務を履行するため必要な措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託したこと。

(iii) 当該国が(i)及び(ii)に定めるところにより協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託するために必要なすべての措置をとつたことを銀行に通告したと及びその措置に關して銀行が要求する情報を銀行に提供了したこと。

(iv) 第五項 その他の域外国
第一項に掲げられていない域外国は、総務会

が定める条件に従つて銀行の加盟国となることができる。当該域外国の応募株式数及び特別業務基金に対する拠出額は、第一項に掲げる域外国の応募及び拠出の条件に十分な考慮を払つて総務会が定める払込地域間資本及び請求払地域間資本の株式数並びに特別業務基金に対する拠出額とする。

第六項 未応募の資本及び拠出割当額

第一項(e)に定める地域間資本及び特別業務基金拠出割当額であつてこの一般規則の効力発生の日から二年以内に第一項に掲げる域外国又は前項に規定するその他の域外国が応募しないものについては、その時における域外加盟国が応募することができる。当該加盟国は、自国の応募することができる。当該加盟国は、自国の応募する割合に等しい割合で当該未応募資本にて占める割合に等しい割合で当該未応募資本に応募する権利を有する。同様に、当該加盟国は、自国の拠出割当額が応募済拠出割当額の総額に対し応募する割合に等しい割合で特別業務基金の当該未応募拠出割当額に応募する権利を有する。各応募については、この一般規則に定める払込資本と請求払資本との割合及び特別業務基金拠出割当額と資本応募額との割合を維持する。払込資本及び特別業務基金拠出割当額の割合及び請求払資本への応募は、この一般規則の効力発生の日から三年以内に完了する。

(v) 第七項 特別定足数及び投票権数
第七項 次の事項の承認には、域外加盟国の総務の

- 総数の三分の一以上の多数であつて域外加盟国との総投票権数の四分の三以上を代表するものとの合意を必要とする。
- (i) 次の事項を変更する協定の改正
 - (1) 域外加盟国が任命する総務の数
 - (2) 協定第八条第三項(b)の規定に従つて域外加盟国の総務が選挙する理事の数
 - (3) 協定第七条第三項(d)から(i)までの規定
 - (4) 協定第七条第四項に規定する地域間資本財源の純益及び剰余金の分配に関する規定

- 域間資本の増額のための総務会決議には、次の三分の一以上の多数の合意を必要とする。
- (1) から(3)までのことを規定するものとする。
 - (1) 開発途上にある域内加盟国との間に加盟に係るすべての所定の百分率未満となることを回避するため、開発途上にあるいざれの域内加盟国も、開発途上にある他の域内加盟国が自國に割り当てられた株式に応募することを希望しない場合に当該株式に応募することができる。
 - (2) 投票権数の百分率に関する規定のうち、(i)については開発途上にある全域内加盟国、(ii)についてはアメリカ合衆国及び(iii)についてはカナダが、それぞれの適用を免除することができる。
- この一般規則は、理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定し、かつ、総裁が八以上の域外国について第四項(c)のすべての条件が満たされたことを宣言した後にのみ、効力を生ずる。
- 第十項 効力発生

- この一般規則は、理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定し、かつ、総裁が八以上の域外国について第四項(c)のすべての条件が満たされたことを宣言した後にのみ、効力を生ずる。
- 第十項 効力発生
- 本協定は、銀行の設立、その目的、財源、業務、組織及び運営、特権及び免除等について規定している。
- 本協定は、銀行の設立、その目的、財源、業務、組織及び運営、特権及び免除等について規定している。
- 本件の要旨及び目的
- 米州開発銀行を設立する協定(以下「協定」として承認を求める件に関する報告書
- 第八項 理事の選挙に関する規則の改正
- 域外国は、第一項(a)の決議によつて改正された協定第八条第三項(b)の規定に基づき域外国のみの投票によつて理事二人を選挙する権利を有しているので、同条に規定する理事の選挙に寄与する規則は、この一般規則の附属書Iのとおり改正する。この改正は、この一般規則の効力を生じる日に効力を生ずる。
- その後、中南米諸国との銀行に対する資金需要が増大するのに伴い、銀行の資金調達能力の拡大が強く要請されるに至つたため、一九七二年三月に協定を改正し、当初米州機構の構成国のみに限定していた加盟資格を、カナダ並びに国際通貨基金の加盟国である域外国及びスイスに

- 開放することとも、域外国と加盟交渉を行つてきた結果、一九七五年二月に域外加盟予定十二箇国政府と銀行当局との間に加盟に係るすべての問題について合意を見るに至つた。この合意に基づいて、協定改正案及び域外国との銀行への加盟を規律する一般規則(以下「一般規則」という。)案が作成され、同年三月銀行の理事会において両案は承認された。
- 本協定は、銀行の設立、その目的、財源、業務、組織及び運営、特権及び免除等について規定している。
- また、一般規則は、域外国との加盟手続、域外国との出資額及び拠出額並びにこれらの払込み方法等について規定している。
- なお、本協定は、米州機構事務局に受諾書を寄託した時に我が国について効力を生じ、また、一般規則は、銀行の理事会が域外加盟国を認める条件が満たされたことを決定し、かつ、総裁が八以上の域外国について加盟の条件が満たされたことを宣言した後に、効力を生ずることになつてゐる。
- よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。
- 二 本件の議決理由
- 本協定を締結することは、開発途上にある国に対する経済協力を積極的に推進しようとする我が国の基本政策に合致するものであり、ま

た、我が国と中南米諸国との友好関係を増進する上からも有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十一年度一般会計予算大蔵省所管米州開発銀行出資金の項に五億八千三百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月十四日

外務委員長 鯨岡 兵輔

衆議院議長 前尾繁三郎殿

外務委員長 鯨岡 兵輔

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月十日

内閣総理大臣 三木 武夫

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

(趣旨)

第一条 この法律は、電気及びガスの安定供給の確保の重要性にかんがみ、今後当分の間にかかる一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の設備の設置のための資金需要の増加に対応するため、これらの会社についての社債発行限度に関する特例を定めるものとする。

(社債発行限度の特例)

第二条 一般電気事業会社(電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)第二条第二項に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、

社債の総額は、基準社債発行限度額(一般電気事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍の額、一般ガス事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般ガス事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額を二倍の額をいう。以下同じ。)の二倍を超えてはならない。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条ただし書の規定に違反した者

二 前条の規定に違反した者

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。(失効後の経過措置)

3 この法律の失効の時において一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の社債の総額が基準社債発行限度額を超えている場合においては、第

三条の確認を受けて社債を募集したことにより基準社債発行限度額を超えることとなつた額は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法第二百九十七条の規定の適用については、この法律の失効後十年間は、これを社債の総額に算入しない。

一 その一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の電気又はガスの安定供給のために必要な限度を超えるものでないこと。

理由

今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の設備投資のための資金需要に対応し、電気及びガスの安定供給の確保を図るため、昭和六十年度末までの間これら会社についての社債発行限度の特例を定め等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今後当分の間、大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の設備資金需要に対応し、電気及びガスの安

定供給の確保を図るため、昭和六十年度末までの間これら会社についての社債発行限度の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

募集に関する計画を通商産業大臣に提出して、

1 社債発行限度の特例

一般電気事業会社(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号))第二条第二項に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号))第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することがで
きる。ただし、社債の総額は、基準社債発行限度額(一般電気事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍の額、一般ガス事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般ガス事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額をいう。以下同じ。)の二倍を超えてはならない。

確認

する旨の確認を受けなければならない。当該確認に係る社債の募集の総額の変更（社債の募集の総額の増加に係るものに限る。）をしよ

(1) その一般電気事業会社又は一般ガス事業

とにより基準社債発行限度額を超えることとなつた額は、電気事業法第三十九条ただし書き又は商法第二百九十七条の規定の適用については、この法律の失効後十年間は、これを社債の総額に算入しない。

議案の可決理由

本案は、今後大幅に増大する見通しにある

二 電気事業における設備投資の巨大化等に伴い、投資効果を高める等経営の効率化を図るため、広域運営を強力に推進し、今後における経営のあり方について検討するとともに、消費者の意向が事業経営に反映されるよう指導すること。

三 原子力発電について、発電所の建設、運

処分等について万全の安全確保対策を講じ、原

子力発電に関する国民的合意が早急に形成され
うべ、努力一層要る。

卷之三

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右
國会に提出する。

昭和五十一年三月三十一日

内閣總理大臣 三木 武夫

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十

四号)の一部を次の如く改正する。

「四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則

2 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二一

十五号) の一部を次のように改正する。

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案及び同報告書
改正する法律案及び同報告書

一般電気事業会社(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号))第二条第二項に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号))第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、基準社債発行限度額(一般電気事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により定めた額)一般ガス事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍の額、一般ガス事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により定めた額)一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額をいう。以下同じ。)の二倍を超えてはならない。
確認
一般電気事業会社又は一般ガス事業会社は、1により電気事業法第三十九条ただし書又は商法第二百九十七条の規定による制限を超えて社債の募集をしようとするときは、その募集をしようとする年度ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該年度の社債募集に関する計画を通商産業大臣に提出し
て、その社債の募集の総額が次の各号に適合する旨の確認を受けなければならない。当該確認に係る社債の募集の総額の変更(社債の募集の総額の増加に係るものに限る。)をしようとするときも、同様とする。
(1) その一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の電気又はガスの安定供給のため必要な限度を超えるものでないこと。(2) その一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の財産の状況及び償還能力に照らして過大なものでないこと。
3 制則
次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
(1) 第二条の規定に違反した者
(2) 第三条の規定に違反した者
4 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。
5 法律の失効
この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。
6 失効後の経過措置
この法律の失効の時において一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の社債の総額が基準社債発行限度額を超えている場合において適切な措置を講ずべきである。
7 確認
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、電気事業及び都市ガス事業の健全な発達による電気及びガスの安定供給の確保の重要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
8 附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「きて」を「曉いて」に、「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。
9 附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一号を加える。

15 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

外 号 (号)

整備、船舶の航行の安全の確保、港湾及び海洋の環境の改善等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業を緊急かつ計画的に実施するため、昭和五十一年度を初年度とする新しい港湾整備五箇年計画を策定することとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、多様化している国民の要請に対応する港湾の整備を計画的に促進するため、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
運輸委員長 中川一郎

理由

貨物輸送の合理化、地域振興のための基盤施設の整備等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施をいつそう促進するため、昭和五十一年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)による報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、海上コンテナ輸送等の推進による貨物輸送の合理化、地域振興のための基盤施設の

第十七条第一項中「左に」を「第一号に」に改め、「供したことのないもの」の下に「(以下この項において「新築住宅」という。)」を、「以下同じ。」の下に「又は新築住宅以外の住宅(以下「既存住宅」という。)の購入を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、「業務を」の下に「第三号及び第四号に掲げる者

に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を」を加え、同項第四号中「附隨する」を「附隨する」に改め、同条第二項中「それぞれ当該住宅の建設の下に又は当該既存住宅の購入を加え、「あわせて」を「併せて」に、「附隨して」を「付隨して」に改め、同項第一号中「建設」の下に「又は既存住宅の購入」を加え、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「地方公共団体」の下に「並びに大都市

地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)以下「大都市地域住宅地供給促進法」という。)による特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を行う者」を加え、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第八項中「土地について」の下に「建築基準法第十条第一項」を加え、「行なう」を「行おう」に改め、同条第十項中「(次項において「施設建築物」という。)及び以下「特定中高層耐火建築物」という。」を削り、「行なう」を「行う」に、「附隨して」を「付隨する」に改め、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第十一項中「(次項において「施設建築物」という。)及び以下「特定中高層耐火建築物」という。」を削り、「行なう」を「行う」に、「附隨して」を「付隨する」に改め、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「(第二十一条の三)第一項において準用する場合を含む。」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一十二条第一項の表中「附隨する」を「付隨する」に改め、同表一の項区分の欄中「同条第一項第四号」を「既存住宅の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金」次条第一項の表一の項に規定する政令で定める貸付金並びに第十七条第一項第四号に改め、同項の表中「附隨する」を「付隨する」に改め、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「(第二十一条の三)第一項において準用する場合を含む。」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一十三条第一項の表中「附隨する」を「付隨する」に改め、同表一の項区分の欄中「同条第一項第四号」を「既存住宅の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金」同条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める貸付金並びに同項第四号に改め、同表三の項を次のように改める。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)による報告書

一 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)による報告書

る。

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「建設」の下に「及び購入」を加え

前項の規定による貸付けを受けて新たに建設され

た施設建築物等(相当の住宅部分を有する施設建

築物を除く。)若しくは特定中高層耐火建築物で、」を「中高層耐火建築物等(前項の規定によりその建

築物をいう。以下同じ。)で政令で定めるもののう

三 第一項第三項中「地方公共団体等以外の者 の規定による貸付金」を除く。 大規模な事業で定める 区域において行わる地 域に係る施設に整備さ れるものに係る 貸付金	イ 政令で定める率 年六・五パーセント で定める率 十五年以内 内とし、据置期間を含む。 三十一年以内 内とし、据置期間を含む。 五年以内
二 前項の表一の項区分の欄に規定する政令にお いては、自ら居住するため住宅を取得しようと する国民の所得、所得に対する住居費の割合、 国民の居住の実情、健康で文化的な生活を営む に足りる住宅の標準規格その他必要な事項を勘 案して、所得が比較的多い者に対する貸付金、 規模が比較的大きい住宅に係る貸付金その他のこ れらに類する貸付金を、貸付けを受ける者の所	第二十一条第三項中「中高層耐火建築物等」を「又は中高 層耐火建築物等」に改め、同項を同条第四項とし、 同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同 条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え る。

2 前項の表一の項区分の欄に規定する政令にお
いては、自ら居住するため住宅を取得しようと
する国民の所得、所得に対する住居費の割合、
国民の居住の実情、健康で文化的な生活を営む
に足りる住宅の標準規格その他必要な事項を勘
案して、所得が比較的多い者に対する貸付金、
規模が比較的大きい住宅に係る貸付金その他のこ
れらに類する貸付金を、貸付けを受ける者の所

得 貸付金に係る住宅の規模等をもつて定める
ものとする。この場合においては、貸付けを受
ける者の特別の事情並びに土地の合理的な高度
利用及び災害の防止に寄与する住宅の建設並び
に公共の用に供する施設を特に整備した一団地
の住宅の計画的な建設の促進に配慮して特別の
定めをすることができる。

第二十一条の三第三項中「こえる」を「超える」に
改め、同項第九号中「外」を「ほか」に改め、同条を
第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の
二項を加える。

(施設住宅を購入する権利者に対する貸付けの
特例)

第二十一条の三 大都市地域住宅地供給促進法第
七十四条第一項に規定する一般宅地について所
有権又は借地権を有していた者(以下この条に

3 前項の規定による貸付金の金額の限度が、施 設住宅の購入に付随して権利者が取得する土地 又は借地権の価額を超えるときは、同項の規定 にかかわらず、その価額をもつて貸付金の金額 の限度とする。この場合において、その貸付金 に利率又は償還期間の異なるものがあるとき は、権利者の指定する順序に従つて貸し付ける ものとする。	第二十三条第一項中「地方公共団体」の下に「そ の工事の審査」の下に「既存住宅の審査」を加え、 同条第六項中「金融機関」の下に「又は第一項に規 定する政令で定める法人(以下「金融機関等」とい う)」を加え、同条第八項中「金融機関」を「金融機 関等」に改める。
3 前項の規定による貸付金の金額の限度が、施 設住宅の購入に付随して権利者が取得する土地 又は借地権の価額を超えるときは、同項の規定 にかかわらず、その価額をもつて貸付金の金額 の限度とする。この場合において、その貸付金 に利率又は償還期間の異なるものがあるとき は、権利者の指定する順序に従つて貸し付ける ものとする。	第三十五条の二第一項中「受けた者」の下に「特 定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業又 は「土地を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を削り、 「但し」を「ただし」に改める。

隨して」を「付隨して」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第三十五条の三第一項中「附隨する」を「付隨する」に改め、「受けた者」の下に「特定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業又は」を、「土地の造成に必要な資金を含む。」又は「関連公共施設の整備に必要な資金を含む。」又は「関連利便施設建設資金等」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業

で第十七条第四項第二号に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる政令で定める事業であるものに關し「関連利便施設建設資金等について同項の規定による貸付けを受けた者が該貸付金に

係る「関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地を賃貸し、又は譲渡するときも同様とする。第三十九条中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第四十条から第四十四条までを次のように改める。

第四十条から第四十三条まで 削除

(経過措置)

第四十四条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十六条第一項中「十万円」を「二十万円」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第四十七条中「金融機関」を「金融機関等」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十八条中「受託者たる金融機関」を「受託者たる金融機関等」に、「金融機関を含む。」を「金融機関等を含む。」に、「又は金融機関」を「又は金融機関等」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十八条の二中「貸付」を「貸付け」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第三項まで」の下に「(第二十一条の三第一項において準用する第二十一条第二項を含む。)」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

第五十条 第二十一條の四に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

4 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの」を

「住宅」に改め、同条第二項の表一の項中「附隨する」を「付隨する」に、「こえる」を「超える」に改め、同表の欄中「に対する貸付金」

の下に「既存住宅の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金並びに同項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める貸付金を除く。」を加え、同表備考中四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二 この表において「既存住宅」とは、公庫法

第五十条 第二十一條の三第一項に規定する場合を含む。以下同じ。」を「若しくは購入」を加え、「附隨する」を「付隨する」に改める。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十一条第三項」を「第二十二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「地方公共団体等以外の者で、第十七条第一項第四号に掲げるものの行なう住宅の建設又は」を「住宅の建設、既存住宅の購入、「若しくは中高層耐火建築物等」を「又は中高層耐火建築物等」に改め、同条第三項中「第二十一条の三」を「第二十一條の四」に改める。

第十一条第四項に次の一項を加える。

7 公庫法第二十二条第二項の規定は、第二項の表一の項区分の欄に規定する政令について準用する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「又は譲渡する」を「若しくは譲渡する」に改め、「政令で定めるもの」の下に「又は住宅街区整備事業(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)以下この条において「大都市地域住宅地供給促進法」という。)による住宅街区整備事業をいう。」により特定市街化区域農地を転用して建設された施設住宅(大都市地域住宅地供給促進法第二十八条第四号に規定する施設住宅をいう。以下この条において同じ。)を購入して賃貸若しくは譲渡しようとする権利者

(大都市地域住宅地供給促進法第七十四条第一項に規定する一般宅地である特定市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定めるものをいいう。以下この条において同じ。)を、「第二十条第二項」の下に「(同法第二十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二項」を「又は第二項」に改め、同条に後段として次のように加える。

同条第六項の次に次の二項を加える。

7 公庫法第二十二条第二項の規定は、第二項の表一の項区分の欄に規定する政令について

おいて準用する場合を含む。」を加え、「又は第二項」を「又は第二項」に改め、同条に後段として次のように加える。

個人住宅貸付けについて新たに既存住宅の購入等を対象とする貸付制度を改めるとともに、宅地造成等に関する貸付業務の拡充、関連施設及び関連公共施設の購入等を対象とする新たな貸付制度及び賃貸期間の延長、施設住宅に対する貸付けの特例に関する規定の整備等を行う必要がある。この

住宅金融公庫が、権利者に対し、住宅金融公庫法第二十一条の三第二項の規定の適用を受けている土地又は借地権の取得について同法第二十条第二項の規定による限度において同法第十七条第一項の規定により資金を貸し付ける場合において、同法第二十一条の第三項の規定により当該土地又は借地権の取得が特定市街化区域農地を転用して建設された施設住宅の建設とみなされるときも同様とする。

(経過措置)

6 住宅金融公庫の貸付金の利率、償還期間及び据置期間に関しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

- 1 公庫法の目的に住宅の購入を加え、自ら居住するため住宅を必要とする者に既存住宅の購入等を対象とする貸付けを行うとともに、政令で定める貸付金の貸付けを設け所得が比較的多い者に対する貸付金、規模が比較的大きい住宅に係る貸付金等を、貸付けを受ける者の所得、住宅の規模等をもつて定めるものとするほか、それらの貸付条件は政令で定めること。
- 2 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業により建設された施設住宅の購入にかかる貸付金について貸付限度額その他の貸付条件の特例を定めるものとすること。
- 3 著しく保安上危険であり衛生上有害な建築

これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、自ら居住するため住宅を必要とする者に新たに既存住宅の購入等を対象とする貸付制度を設けるとともに、宅地造成等に関する貸付業務の拡充、関連利便施設及び関連公共施設貸付けの償還期間の延長、施設住宅に対する貸付けの特例に関する規定の整備等を行うことを目的とするもので、主な内容は次のとおりである。

1 公庫法の目的に住宅の購入を加え、自ら居住するため住宅を必要とする者に既存住宅の購入等を対象とする貸付けを行うとともに、政令で定める貸付金の貸付けを設け所得が比較的多い者に対する貸付金、規模が比較的大きい住宅に係る貸付金等を、貸付けを受ける者の所得、住宅の規模等をもつて定めるものとするほか、それらの貸付条件は政令で定めること。

2 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業により建設された施設住宅の購入にかかる貸付金について貸付限度額その他の貸付条件の特例を定めるものとすること。

3 郵便貯金法、産業労働者住宅資金融通法、北海道防寒住宅建設等促進法、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法について所要の改正を行うものとすること。

4 中高層耐火建築物等の購入資金については公庫がその購入資金を貸し付けることのできる建築物を、政令で定めるものとすること。

5 関連利便施設及び関連公共施設にかかる公庫の貸付金について住宅建設事業又は宅地造成事業の規模、地域及び施設の種類に応じて償還期間及び据置期間の延長を行うものとすること。

6 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業により建設された施設住宅の購入にかかる貸付金について貸付限度額その他の貸付条件の特例を定めるものとすること。

7 邮便貯金法、産業労働者住宅資金融通法、北海道防寒住宅建設等促進法、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法について所要の改正を行うものとすること。

(施行期日)

〔別紙〕

衆議院議長 前尾繁三郎殿

建設委員長 渡辺 栄一
(小字及び一は修正)

(公布の日)
昭和五十一年四月一日から施行

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 国民の持家取得の促進と良好な居住環境の確保を図るために措置として必要と認めるが、既存住宅の購入等を対象とする新たな貸付制度及

物の敷地の所有者等で、建築基準法第十一条第一項の規定により特定行政庁から必要な措置をとることを命ぜられた者に宅地防災工事資金

を貸し付けることができるものとすること。

これが、この法律案を提出する理由である。認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において貸付契約予定額として一般住宅資金貸付一千九百一億三千二百万円、産業労働者住宅資金貸付三十億円、市街地再開発住宅等資金貸付千百六十億五千五百万円、関連公共施設等資金貸付百三十億円及び宅地造成資本貸付一千七百四十三億九千七百万円の中にそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月十四日

8 住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改
正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する
る同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に対し既存住宅
(同法同条項に規定する既存住宅をいう。)の購入を目的とする
る貸付金及び同法第二十一条第一項の表一の項に規定する政令
で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅
建設等促進法第八条第二項の表一の項に規定する政令で定める
貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、一割を超
えることとならないようしなければならない。

9 貸付金及び同法第二十一条第一項の表一の項に規定する政令
で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅
建設等促進法第八条第二項の表一の項に規定する政令で定める
貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、一割を超
えることとならないようしなければならない。

振動規制法案

右

昭和五十一年三月十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

振動規制法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 特定建設作業に関する規制(第四条—第十三条)

第三章 特定建設作業に関する規制(第十四条—第十五条)

第四章 道路交通振動に係る要請(第十六条)

第五章 雜則(第十七条—第二十四条)

第六章 執則(第二十五条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事

業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範

三 大規模な開発事業にともない増加する地方負
担の軽減を図るため、関連公共、利便施設建設
資金に対する貸付条件の改善に努力すること。

四 住宅政策の強化を図るため、住宅基本法の制
定を促進するとともに住宅行政の一元化につい
て、格段の努力をすること。

右決議する。

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場
(定義)

又は事業場へ鉱山保安法(昭和二十四年法律第七

十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ。に設置される施設のうち、著しい振動
を発生する施設であつて政令で定めるものをい
う。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設
を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」
といふ。)において発生する振動の特定工場等の
敷地の境界線における大きさの許容限度をい
う。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定を
するときは、総理府令で定めるところにより、
公示しなければならない。これを変更し、又は
廃止するときも、同様とする。

第二章 特定工場等に関する規制

(規制基準の設定)

4 この法律において「道路交通振動」とは、自動
車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号))第二条第一項に規定する自動車及び同条
第三項に規定する原動機付自転車をいう。が道
路を通行することに伴い発生する振動をいう。
(地域の指定)

5 この法律において「道路交通振動」とは、自動
車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号))第二条第一項に規定する自動車及び同条
第三項に規定する原動機付自転車をいう。が道
路を通行することに伴い発生する振動をいう。
(地域の指定)

6 この法律において「道路交通振動」とは、自動
車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号))第二条第一項に規定する自動車及び同条
第三項に規定する原動機付自転車をいう。が道
路を通行することに伴い発生する振動をいう。
(地域の指定)

7 市町村は、前条第一項の規定により指定され
た地域(以下「指定地域」という。)の全部又は一
部について、当該地域の自然的、社会的条件に
特別の事情があるため、前項の規定により定め
られた規制基準によつては当該地域の住民の生
活環境を保全することが十分でないと認める
ときは、条例で、環境庁長官の定める範囲内にお
いて、同項の規制基準に代えて適用すべき規制
基準を定めることができる。

8 前条第三項の規定は、第一項の規定による規
制基準の設定並びにその変更及び廃止について
準用する。

9 都道府県知事は、前項の規定による指定をし
ようとするときは、関係市町村長の意見を聴か
なければならない。これを変更し、又は廃止し
ようとするときは、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している

者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他総理府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他總理府令で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第七条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた

者は、当該特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(特定施設の変更等の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定による届出による届出をした者は、前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 都道府県知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対する改善勧告及び改善命令

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一条 第二項の規定は、前項の規定による届出について適用する。

(計画変更勧告)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、

その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について適用する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、当該特定施設に係る当該又は借り受けた者は、当該特定施設に譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に譲り受けた者がその勧告に従わないとときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、四年間)は、適用しない。ただし、合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が

特定施設となつた際その者に適用されているる方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十三条 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(第三章 特定建設作業に関する規制)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名	時間変更すべきことを勧告することができます。
二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	二 道路管理者は、前項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。
三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間	三 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
四 振動の防止の方法	四 第五章 雜則
五 その他總理府令で定める事項	(報告及び検査)
2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬい。	2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。
3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他總理府令で定める書類を添付しなければならない。	3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。
(改善勧告及び改善命令)	第四章 道路交通振動に係る要請
第十五条 都道府県知事は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が総理府令で定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための補装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の規定による	第十六条 都道府県知事は、第十九条の測定を行つた場合において、指定地域内における道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
(測定に基づく要請)	第十七条 都道府県知事は、特定建設作業の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
(電気工作物及びガス工作物に係る取扱い)	3 捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第七百十号）

きる。

第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第七項に規定するガス工作物である特定施設を設置する者については、第六条から第十三条までの規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

2 通商産業大臣は、第六条、第八条第一項、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわると認めるときは、通商産業大臣に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条の規定による措置を執るべきことを要請することがで

究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（事務の委任）
第二十三条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

（条例との関係）
第二十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場

若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第二十五条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して各本条の罰金刑を科する。

第二十九条 第十条、第十二条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第六章 罰則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第三条第一項及び第四条第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から起

第二十二条 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研

（研究の推進等）
第二十三条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（研究の推進等）
第二十四条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（研究の推進等）
第二十五条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（研究の推進等）
第二十六条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

域で振動を防止することにより住民の生活

環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならないものとすること。

2 都道府県知事は、指定地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かねばならないものとする。

〔三〕特定工場等に関する規制

1 規制基準の設定

(1) 都道府県知事は、指定地域を指定するときは、環境庁長官の定める基準の範囲

内において、特定工場等において発生する振動について時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならないものとすること。

(2) 市町村は、指定地域の全部又は一部に

ついて、自然的、社会的条件に特別の事情があるため、都道府県知事の定めた規制基準によつては住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境庁長官の定める範囲内において、当該規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができるものとする。

2 特定施設の設置の届出等

(1) 指定地域内において工場又は事業場に

特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

3 改善勧告及び改善命令

(1) 都道府県知事は、指定地域内に設置さ

れれている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、特定工場等の設置者に対し、期間を定めて、必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の設置している者又は一の施設が特定施設となつた際、現にその施設を設置している者についてその経過措置を規定するものとすること。

2 改善勧告及び改善命令

(1) 都道府県知事は、特定建設作業に伴つて発生する振動が一定の基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれるおそれがあるときは、建設工事の施工者に対し、期限を定めて、必要な限度

において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができるものとすると。受けた者が勧告に従わない場合の改善命令等について規定するものとする。

4 小規模の事業者に対する配慮

都道府県知事は、小規模の事業者に対する勧告又は命令の規定の適用に当たつて

きことを勧告することができるものとす

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その特

定建設作業の開始の日の七日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

1 特定建設作業の実施の届出

るとともに振動規制の実効を期する見地か

四 道路交通振動に係る要請

都道府県知事は、指定地域内における道路

交通振動が所定の限度を超えることにより道

路の周辺の生活環境が著しく損なわれている

と認めるときは、道路管理者に対し、当該道

路の部分につき道路交通振動の防止のため、

舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要
求し、又は都道府県公安委員会に対し道路
交通法の規定による措置を執るべきことを要
求するものとする。

外 報 告 号 (官)

ら振動防止に関する国援助、研究の推進
等について所要の規定を設けるものとする

こと。

三 所要の罰則を規定するものとする。

(八) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、公害対策基本法の精神にのつとり、
振動により生活環境が損なわれることを防止す
るため必要な措置と認めるが、公共性のある施

設又は工作物に係る工事についての配慮及び条
例との関係の点について修正する必要があると
認め、これを別紙のとおり修正議決すべきもの
と議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同木下元二君及び
公明党岡本富夫君よりそれぞれ修正案が提出さ
れたが、賛成少数をもつて否決された。

四 その他

1 この法律の施行に必要な報告徵収及び立
入検査について規定するものとする。

2 市町村長に対する事務委任について定め

し、条例で必要な規制を定めることを妨げるも
のではないものとする。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

うに当たつては、○生活環境の保全に十分留意しつつ、
○当該建設工事の円滑な実施
に著しい支障を生じないよう
に特に配慮しなければならない。

(条例との関係)

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 都道府県知事は、指定地域内において
行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が
総理府令で定める基準に適合しないことにより
その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著
しく損なわれるときには、当該建設工事

を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を
除去するため必要な限度において、振動の防
止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時
間を変更すべきことを勧告することができる。

〔別紙〕

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、
当該建設又は工作物に係る建設工事
の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼす
ことによる建設工事として行われる特定建設作業

政府は本法の施行に当たつて、次の諸点につき
適切な措置を講ずべきできる。

一 本法施行の際、すでに施行されている条例に
ついては、その地域の実情を尊重し、適切な運
営指導を行うこと。

二 建設作業について、今後更に低振動工法の研

究開発を推進し、環境保全上遺憾なきを期すること。

三 特定建設作業を定めるに当たつては、作業の実態を把握し環境保全上遺憾のないよう配慮すること。

四 道路交通公害の著しい幹線道路について総合的な対策の確立を図ること。

五 道路交通振動に係る要請規定の活用を図り、周辺住民の生活環境の保全上遺憾のないよう配慮すること。

六 新幹線による振動について防振技術に関する研究開発を積極的に推進し、関係法令等において振動防止のための規制を講ずるよう努力すること。

七 鉄道軌道による振動の実態について更に調査研究を推進し、所要の対策がとられるよう検討すること。

八 小規模の事業者に対する配慮の内容を具体的にし、環境保全上遺憾なきを期すること。

九 小規模の事業者はその資力、経営内容が脆弱であることにかんがみ、資金のあつせん、技術的な援助等により規制の実効を期するよう特に配慮すること。

十 電気工作物及びガス工作物の振動について

は、電気事業法及びガス事業法に基づく監督を厳しく実施するとともに、地方公共団体との連絡を密にし、その振動規制に遺憾なきを期すること。

衆議院会議録第十七号(中正誤)

五〇一	四 四六	段 二 六	行 給付 仲裁裁定を	誤 正 納付 もし仲裁裁定を
-----	---------	-------------	------------------	-------------------------

昭和五十一年五月十四日 衆議院会議録第十九号

第三種郵便物認可日
昭和二十一年三月三十日

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)

六五八